

第2次  
日高市環境基本計画  
(後期)

案

令和8年3月

日 高 市



埼玉県西部地域まちづくり協議会  
(所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市)  
「ゼロカーボンシティ」共同宣言

～2050年 二酸化炭素排出実質ゼロに向けて～

近年、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加を要因とする地球温暖化の進行により、世界規模で自然災害が増加しています。今後、さらなる頻発化、激甚化が予想されており、環境に対する社会の意識や関心が高まるなかで、脱炭素社会に向けた動きが加速しています。

2015年に合意されたパリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2度より十分低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追求すること」とされ、また2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

環境省では、こうした目標の達成に向けて、「2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが公表した自治体」を「ゼロカーボンシティ」として国内外に広く発信するとともに、全国の自治体へ表明を呼び掛けています。

のことから、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市を構成市とする埼玉県西部地域まちづくり協議会では、将来にわたって、健康で安心して暮らすことができる環境を次世代へ引き継いでいくため、5市の特徴を活かしながら、市域を越え、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指すことを宣言します。

【令和3年2月15日】



## 目次

第1章	基本的な考え方	1
1.	計画策定の背景	1
2.	計画の目的	5
3.	計画の性格と位置付け	5
4.	計画の期間	6
5.	対象とする範囲	7
6.	計画の推進主体と役割	8
第2章	日高市の現況	9
1.	位置条件	9
2.	土地利用状況	10
3.	人口・世帯	11
4.	産業	13
第3章	これまでの取組評価	14
1.	前期計画における取組状況	14
2.	市民・事業者アンケート結果の概要	17
第4章	これからの日高市に求められていること	27
第5章	計画の目標	29
1.	望ましい環境像	29
2.	基本目標	29
3.	施策の体系	30
第6章	施策の展開	31
基本目標1. 【地球環境】	温暖化対策と資源循環に取り組み、地球にやさしいまちづくり	31
取組方針1 :	第2次日高市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	32
取組方針2 :	日高市気候変動適応計画	39
取組方針3 :	日高市雨水の利用の推進に関する計画	43
取組方針4 :	廃棄物に関する方策	44
基本目標2. 【自然環境】	豊かなみどりときれいな水で心やすまるまちづくり	47
取組方針1 :	みどりの保全と創出	50
取組方針2 :	水辺環境の保全	50
取組方針3 :	生物多様性の保全	51

基本目標3. 【生活環境】 快適に暮らせる、これからも住み続けたいと思えるまちづくり	52
取組方針1：健康・安全の確保（典型7公害、生活公害など）	56
取組方針2：快適な生活環境の確保（景観、ポイ捨てなど）	57
基本目標4. 【教育・協働】 環境教育、環境保全活動が充実したまちづくり	58
取組方針1：学びの場の創出	63
取組方針2：協働の充実	63
 第7章 環境配慮指針	65
基本目標1. 【地球環境】	66
取組方針1：日高市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	66
取組方針2：日高市気候変動適応計画	69
取組方針3：日高市雨水の利用の推進に関する計画	71
取組方針4：廃棄物に関する方策	72
基本目標2. 【自然環境】	74
取組方針1：みどりの保全と創出	74
取組方針2：水辺環境の保全	75
取組方針3：生物多様性の保全	76
基本目標3. 【生活環境】	77
取組方針1：健康・安全の確保（典型7公害、生活公害など）	77
取組方針2：快適な生活環境の確保（景観、ポイ捨てなど）	78
基本目標4. 【教育・協働】	79
取組方針1：学びの場の創出	79
取組方針2：協働の充実	80
 第8章 計画の推進体制と進捗管理	81
1. 推進体制	81
2. 進捗管理	81

# 第1章 基本的な考え方

## 1. 計画策定の背景

### (1) 環境基本計画に関するこれまでの略歴

私たちを取り巻く環境は日々変化しており、現在でも様々な問題がクローズアップされています。地球規模で広がっている温暖化やそれに起因するとされる気象災害\*、人間活動の影響を受けた動植物の消失や生態系\*の変化、プラスチックごみを始めとしたごみ問題など、人類の生存そのものに対する脅威となっています。私たちの日々の生活でも、新型コロナウイルス\*の感染拡大防止のための「新しい生活様式\*」や、「2050年カーボンニュートラル\*宣言」による脱炭素\*化に向けた取組など、日々変化していく環境問題に適応したライフスタイルが求められています。

1992（平成4）年にブラジルで開催された「環境と開発に関する国際連合会議（UNCED/地球サミット）\*」を皮切りに、日本でも地球環境の保全と持続可能な開発の実現に向けて環境基本法が1993（平成5）年11月に施行され、国全体の環境保全に関する基本的方向を示す計画として「環境基本計画」が1994（平成6）年12月に策定されました。2024（令和6）年5月には第6次となる環境基本計画が閣議決定され、環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる「循環共生型社会\*」を目指すとされています。

また、埼玉県では2022（令和4）年3月に第5次となる「埼玉県環境基本計画」が策定され、「1 温室効果ガス\*排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり」、「2 安心・安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり」、「3 あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり」の3つの長期的な目標の下、8つの施策の方向が示されています。

国や県の環境施策を推進するために、各地方自治体もそれぞれの地域環境に適した施策を講じていくことが求められています。

本市でも、2010（平成22）年4月に施行した日高市環境基本条例に基づき、市民の健康で文化的な生活を確保するため、2011（平成23）年3月に第1次となる「日高市環境基本計画」（以下、「第1次計画」とします。）を策定し、今日まで環境に関する施策を推進してきました。

今回、2021（令和3）年3月に策定した「第2次日高市環境基本計画」（以下、「前期計画」とします。）の中間年度を迎えたことから、これまでの環境施策の展開を見直し、これから本市の環境課題に対応するため、今後5年間を見据えた「第2次日高市環境基本計画（後期計画）」（以下、「本計画」とします。）を、市民参加（アンケート調査、市民コメントの実施及び環境審議会）により策定しました。

## (2) 本市を取り巻く国内外の動向

### ①地球温暖化関連

近年、集中豪雨などの異常気象による大規模な災害が頻発しており、それらの原因の1つが地球温暖化によるものとされています。地球温暖化とは、人間の活動によって二酸化炭素を始めとする大気中の温室効果ガスが増え、地球の平均気温が上昇する現象を指し、江戸時代末期の1850（嘉永3）年から1900（明治33）年を基準とした世界平均気温は、2011（平成23）年から2020（令和2）年に1.1℃上昇しています。

2015（平成27）年に第21回気候変動枠組条約<sup>\*</sup>締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定<sup>\*</sup>」では、世界共通の目標として「平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」（1.5度目標）とされています。

日本では、「パリ協定」に基づき、2021（令和3）年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」の中で、温室効果ガスの排出量を2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で46%削減し、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ（カーボンニュートラル）にする目標を設定しました。加えて、2025（令和7）年2月に改定された同計画では、2035（令和17）年度に60%、2040（令和22）年度に73%削減することを目指す野心的な目標が示されています。

### ②エネルギー情勢

2022（令和4）年2月にロシアがウクライナ侵略を開始したことにより、環境も含めた破滅的な影響だけでなく、ロシアに対するエネルギー依存度を高めていた欧州各国を中心にロシア産ガスから脱却する方針を示したことで、天然ガスの供給不足による価格の高騰は、欧州のみならず、アジア市場においても影響が出ています。さらに、我が国が、原油の9割以上を依存する中東地域における軍事的緊迫化に伴う、化石燃料の調達の不確実性が上昇するなど、我が国が抱えるエネルギー需給構造上の課題が浮き彫りになりました。

このようなエネルギー情勢を踏まえ、2025（令和7）年2月、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現に取り組む「第7次エネルギー基本計画」が閣議決定され、2040（令和22）年に向けた政策が示されました。

### ③廃棄物関連

政府は、2019（令和元）年5月、海洋プラスチック<sup>\*</sup>ごみ問題や諸外国の廃棄物輸入規制強化等の幅広い課題に対応するため、「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。これにより、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムからの脱却を図り、従来の3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））に、Renewable（再生可能資源等への転換）を加えた4Rを推進しています。

2022（令和4）年4月には、プラスチック使用製品の設計から処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環<sup>\*</sup>の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラ新法」とします。）が施行されました。私たちは、一消費者として、廃棄物の排出を抑制する取組のほか、環境に配慮した製品を選択するなど、一人一人が生活する中での意識・行動の変革が求められます。

### ④生物多様性関連

1992（平成4）年に生物多様性条約<sup>\*</sup>が採択され、世界各国で生物多様性<sup>\*</sup>の保全に向けて取り組んでいます。2010（平成22）年に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、生物多様性の保全を目指して、具体的な数値目標が設定された「愛知目標<sup>\*</sup>」が採択されました。この目標達成のため、政府間組織「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム（IPBES）<sup>\*</sup>」が2012（平成24）年4月に設立され、世界中の研究成果を基に政策提言を行っています。

また、2022（令和4）年にモントリオールで開催された生物多様性条約第15回国会議（COP15）では、愛知目標の後継となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、「自然と共生する世界」という2050年ビジョンを継承しつつ、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとること、すなわち「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を2030年目標として掲げました。

我が国でも、生物多様性の保全に向け、2008（平成20）年に生物多様性基本法が施行されました。本法に基づき、2023（令和5）年には2030年目標の実現に向け、第六次となる「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための戦略と行動計画を示しています。さらに、2025（令和7）年4月には、生物多様性を維持・回復・創出する活動を認定し、国立公園などの保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）の設定・管理を通して目標の達成を目指す「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（以下、「生物多様性増進活動促進法」とします。）が施行されました。

県では、2022（令和4）年4月に埼玉県生物多様性センターを設置し、生物多様性保全に関する情報の収集や提供を行うとともに、調査研究、普及啓発、保全活動の支援などを行うほか、2024（令和6）年には、国が策定した「生物多様性国家戦略2023-2030」を踏まえ、「埼玉

県生物多様性保全戦略（2024（令和6）年度～2031（令和13）年度）」を策定し、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現のため全県に共通する横断的・基盤的戦略に加え、生態系エリア別戦略を展開しています。

生物多様性増進活動促進法では、地方自治体においても区域の自然的、社会的状況に応じた生物の多様性の増進に関する施策の推進が求められており、本市に残存する自然環境のOECMへの登録を目指すことでイニシアティブを取り、市内における生物多様性の保全が図られている区域を広げ、国や県の目標へ貢献していくことが期待されます。

## ⑤SDGs（持続可能な開発目標）

2015（平成27）年度に国際連合総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」は、2030（令和12）年までに達成すべき17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成された国際目標です。この中には、目標7（エネルギーをみんなにそしてクリーンに）や目標13（気候変動に具体的な対策を）、目標15（陸の豊かさも守ろう）を始めとした本計画に密接に関連した目標も含まれています。

また、17の目標を「経済圏」、「社会圏」、「生物圏」の3階層で表したウエディングケーキモデルは、自然環境が社会活動を支え、社会活動により経済発展が成り立つことを表しており、目標の達成には各階層を分けて考えることができないことが示されています。本市では、様々な個別計画に基づき、関係機関と連携した誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組を推進します。



■SDGs ウエディングケーキモデル

出典：Stockholm Resilience Centre より作成

## 2. 計画の目的

本計画は、第6次日高市総合計画に掲げる本市の将来都市像である「誰もが安心して住み続ける  
ふれあい清流文化都市 日高」の実現を、日高市環境基本条例第3条の基本理念の下に  
環境面から目指すものです。

### 日高市環境基本条例 （抜粋）

#### （基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境を享受  
するとともに、健康で文化的な生活が将来にわたって引き継がれていくように推進  
されなければならない。

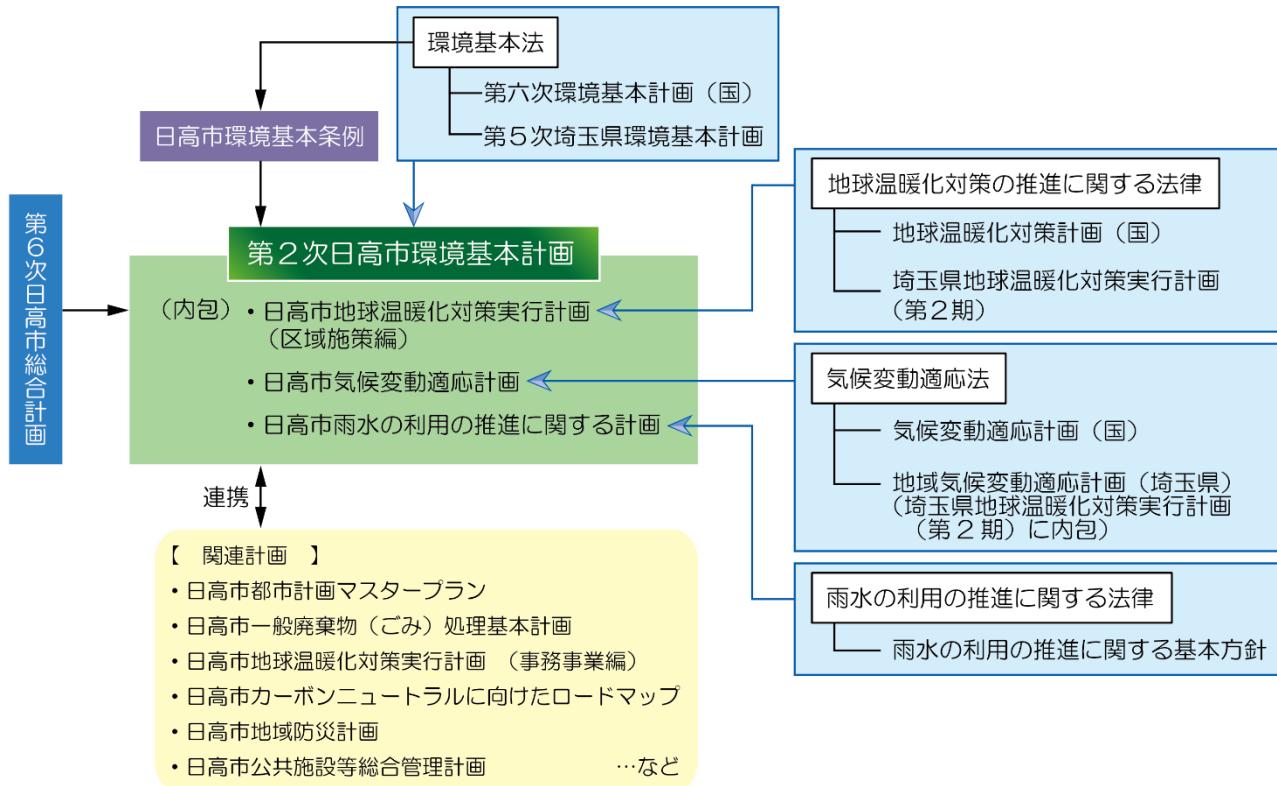
2 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が環境への負荷の少ない持続的発展  
ができる社会を構築するよう、適切に推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地球環境の保全と地域の環境が深くかかわっていること  
を認識し、すべての日常生活及び事業活動において適切に推進されなければならない  
い。

## 3. 計画の性格と位置付け

本計画は、「日高市環境基本条例」に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進  
することを定めるもので、良好な環境づくりに向けての基本的な考え方、目標及び達成手段を示  
し、市、市民及び事業者が連携して良好な環境づくりを進めていく際の指針となるものです。その  
ため、国や県の環境基本計画などの関連計画や、本市で定める他の個別計画と連携し推進してい  
くこととします。

なお、近年では国内外において地球温暖化対策は喫緊の課題となっており、温室効果ガスの排  
出量削減（緩和策）と地球温暖化による影響への対策（適応策）が求められています。市、市民及  
び事業者が協働して地球温暖化に対応する施策の運用と取組を実施し、着実な成果を実現するた  
め、第2次となる「日高市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「第2次区域施策編」と  
します。）、第1次となる「日高市気候変動適応計画」（以下、「適応計画」とします。）及び「日高  
市雨水の利用の推進に関する計画」（以下、「雨水利用計画」とします。）を見直し、前期計画に引  
き続き、本計画でも包含することとします。



■本計画の位置付け図

## 4. 計画の期間

第6次日高市総合計画との整合を図り、本計画に包含する日高市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、日高市気候変動適応計画及び日高市雨水の利用の推進に関する計画も合わせ、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間を計画の期間とする第2次日高市環境基本計画の後期計画として、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。



■計画の期間図

## 5. 対象とする範囲

### (1) 対象地域

本計画の対象地域は、日高市全域を対象とします。なお、環境保全及び創造には、近隣自治体との連携や埼玉県全体、あるいは地球規模までの取組も求められることから、必要に応じてこれらの範囲を含めることとします。

### (2) 対象分野

本計画で対象とする分野は以下のとおりとします。

#### 地球環境

地域や国を越えたグローバルな視点に立った環境に関することです。生活の身近な活動が与える地球への負荷などに関する要素が含まれます。

(キーワード：地球温暖化、エネルギー利用、水循環、廃棄物と資源循環)

#### 自然環境

動植物や生態系に関わることです。地域の豊かな自然環境の保全・創出などに関する要素が含まれます。

(キーワード：生態系ネットワーク\*、生物多様性)

#### 生活環境

日常生活における空気や騒音、美化など、精神的・身体的な健康面や安心・安全部面に関わる環境のことです。都市型公害やまちの美化に関する要素が含まれます。

(キーワード：典型7公害\*、生活公害\*、有害化学物質、空き家・空き地、景観)

#### 教育・協働

市、市民及び事業者の環境に関する相互の協力・支援活動や関心を高めるための教育面に関わることです。環境教育に関する要素が含まれます。

(キーワード：環境教育・環境学習、環境情報、環境ビジネス\*、パートナーシップ)

## 6. 計画の推進主体と役割

---

本計画は、市、市民及び事業者の三者が主体となって推進します。

### ・市

市は、日高市環境基本条例及び本計画に基づき、国や県、市民・事業者との協働により、環境保全及び創造に向けての各施策を展開します。また、市民・事業者に対し、環境保全に関する情報提供、地域の環境保全活動を推進します。さらに、市自らが1つの事業者であることを認識し、市が実践する事務及び事業において率先した環境保全活動に取り組みます。

### ・市民（市民団体を含む）

市民は、本市や地球規模の環境の保全と創造を担う大きな役割を持つことを理解し、ごみの減量やリサイクル、省エネルギー\*など日常生活における環境保全行動を実践し、環境に負荷を与えない生活様式へと転換していくことが求められています。

また、市民団体は、市民の単独的な取組では困難な環境保全活動を、組織的に行うことにより可能にする役割を担います。

### ・事業者

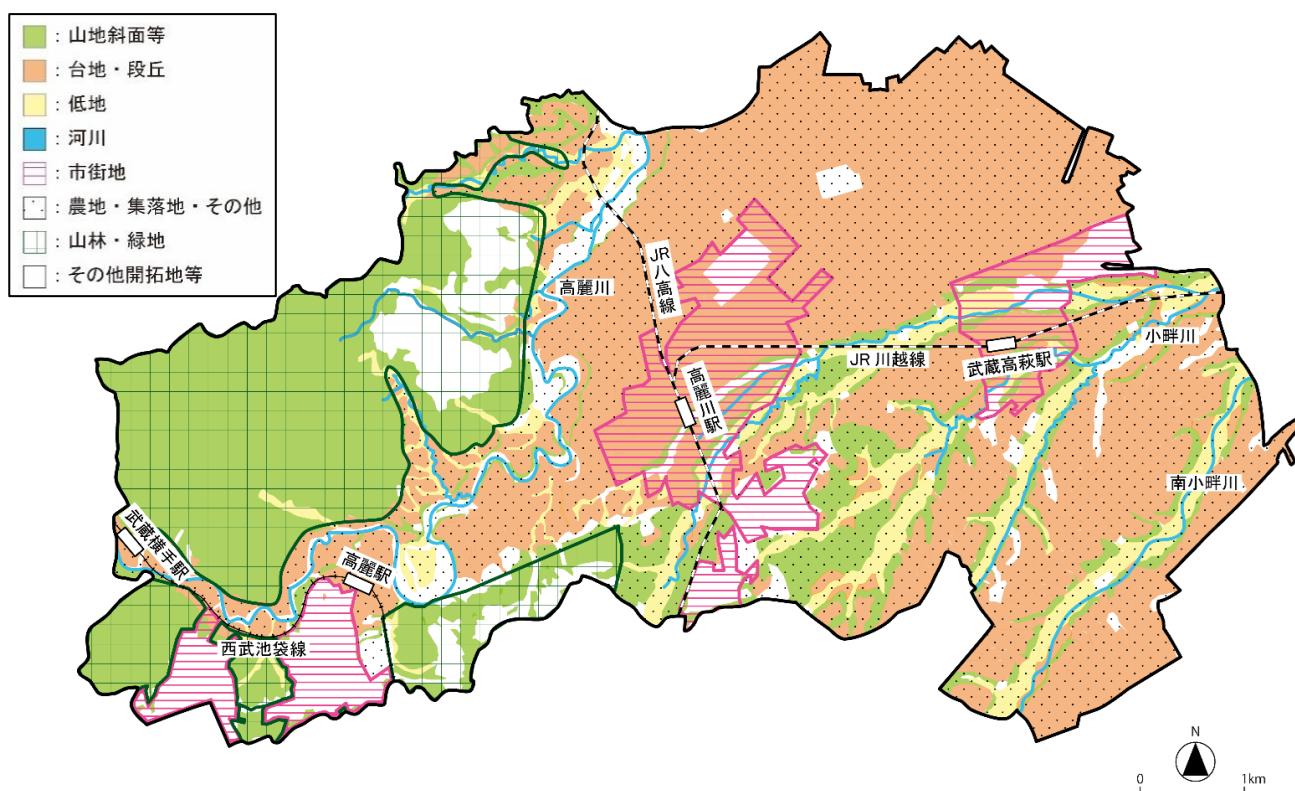
事業者は、事業の構想、計画、実施や製造、流通、販売、通信、消費、廃棄等に至るあらゆる段階において、持続可能な事業活動を進めるとともに、公害の防止、環境の保全や安全性の確保、環境にやさしい商品の開発や環境保全技術の向上に努めることが求められます。

## 第2章 日高市の現況

### 1. 位置条件

本市は埼玉県の南西部に位置し、首都 40km 圈内にあります。東西約 11.1km、南北約 6.0km で、面積は 47.48km<sup>2</sup> であり、東は川越市、南東は狭山市、南から西は飯能市、北は坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町に接しています。

市東部はなだらかな台地からなり、武蔵野の面影が色濃く残る市街地です。市西部は秩父山地と高麗丘陵で、標高 100~300m の丘陵や山岳が連なり、県立奥武藏自然公園に指定されています。また、丘陵地と台地の間を高麗川が北東に流れています。



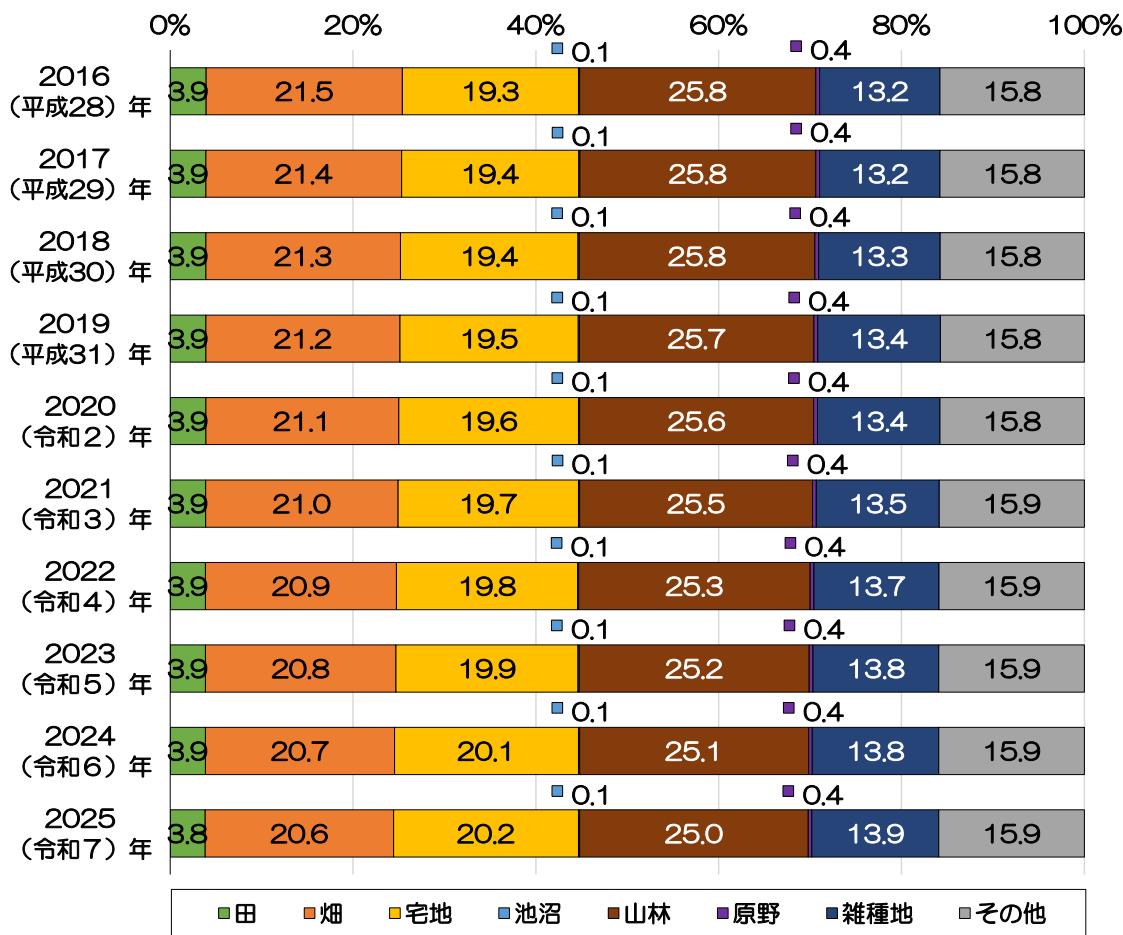
参考：土地条件図（国土交通省、国土地理院地図）及び日高市都市計画マスターplan（改訂版）（日高市）より作成



■県立奥武藏自然公園（巾着田）

## 2. 土地利用状況

本市の土地利用状況は、山林が最も多くを占めるものの、里山<sup>\*</sup>的環境を示す田、畠、山林のうち畠と山林は年々減少しています。一方、宅地は年々増加しており、宅地開発の進行がうかがえます。

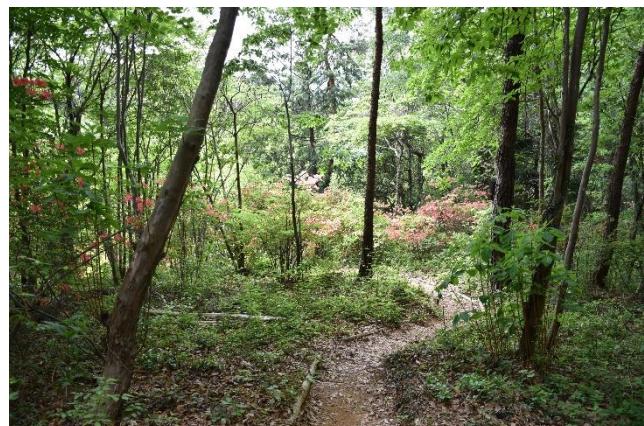


■地目別土地分類の推移（各年1月1日現在）

出典：「統計ひだか」（日高市）



■田園の風景



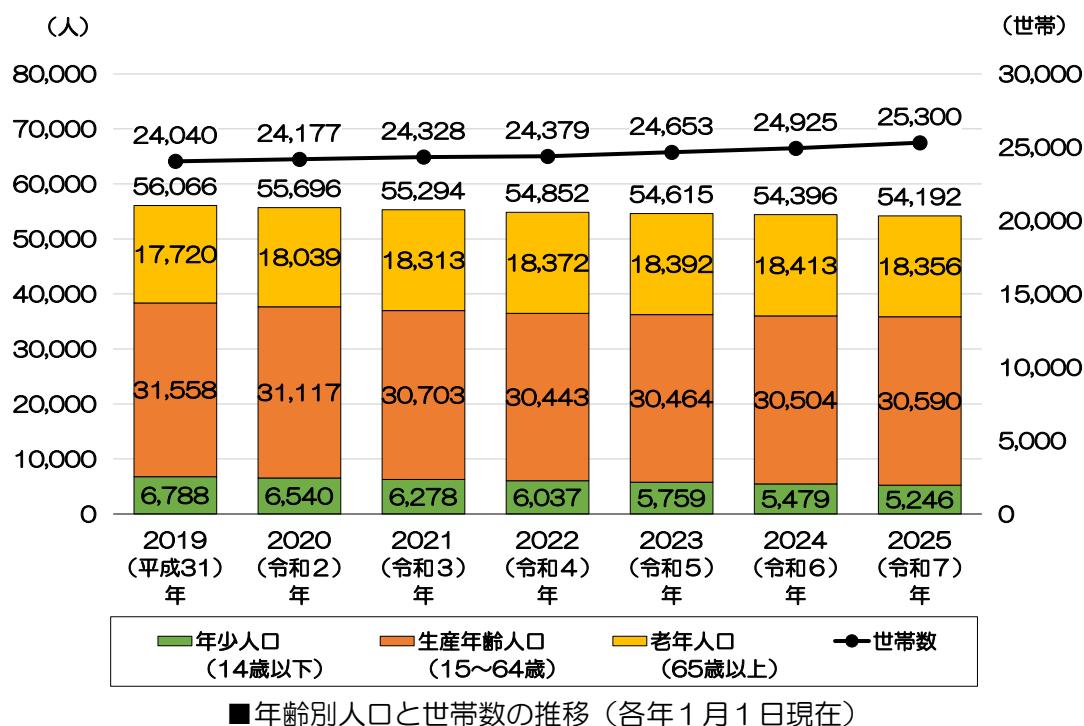
■山林の風景（日和田山）

### 3. 人口・世帯

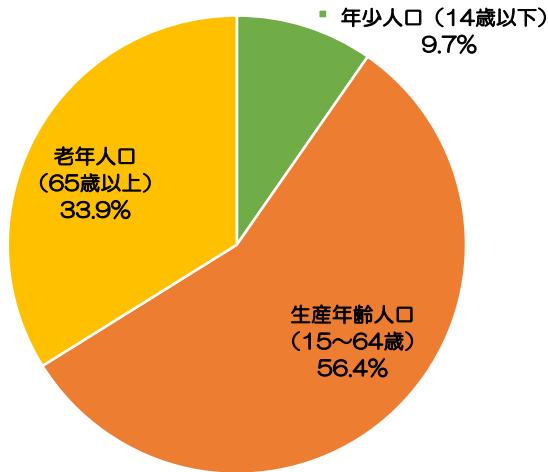
本市の人口及び世帯数の推移を見ると、総人口の減少と反比例して単身世帯の増加などを背景に世帯数は増加しています。

また、年齢階層別に見ると、年少人口の減少と老人人口の増加の傾向から、少子高齢化の進行がうかがえます。

なお、国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口推計では、年少人口及び生産年齢人口の減少に拍車がかかり、2050（令和32）年における老人人口割合は、2024（令和6）年と比較して7.7ポイント増加する見込みです。



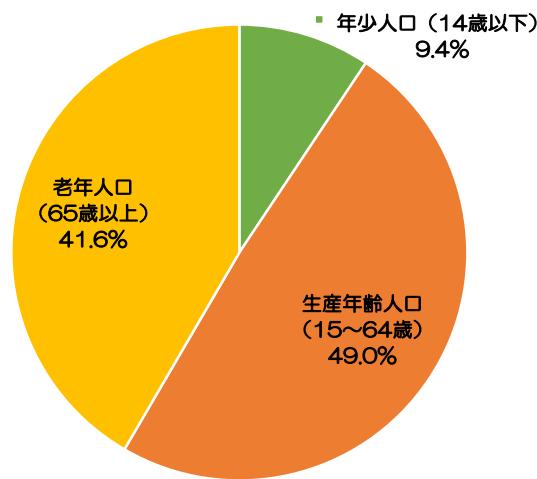
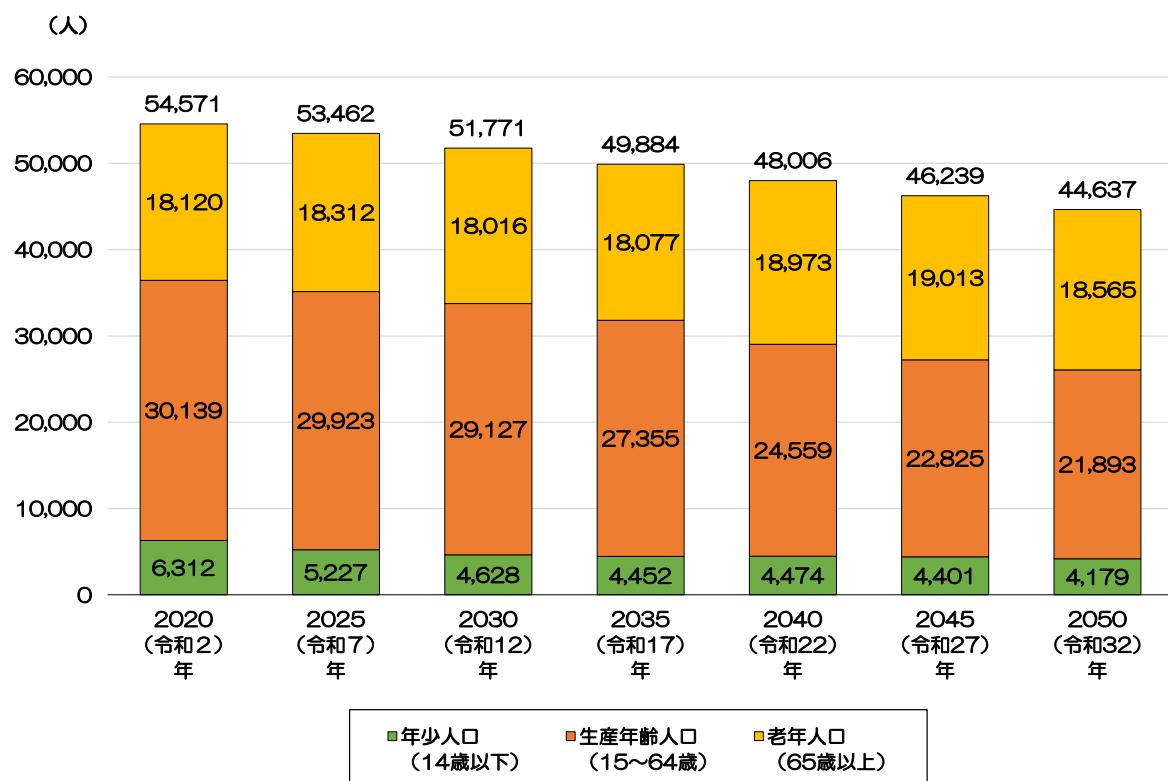
■年齢別人口と世帯数の推移（各年1月1日現在）



■2024（令和6）年における年齢別人口割合（1月1日現在）

出典：「統計ひだか」（日高市）

※ 統計ひだかの人口は、住民基本台帳による実績値です。

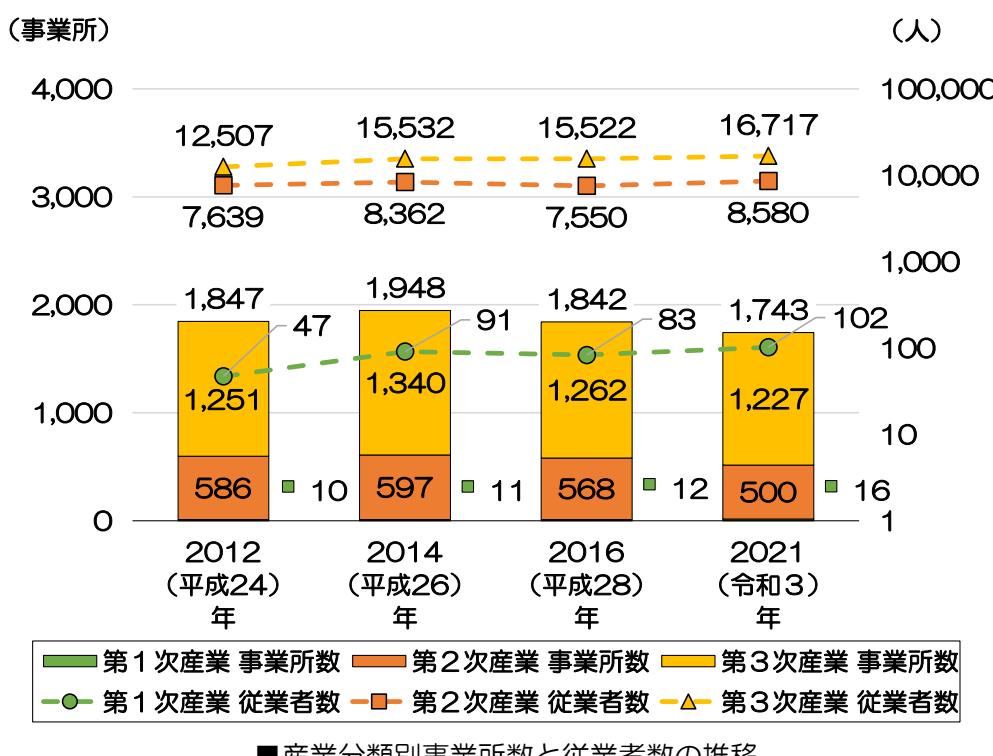


出典：「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より作成  
※国立社会保障・人口問題研究所による将来人口は、2020（令和2）年の国勢調査を基に推計されています。

## 4. 産業

本市の産業は、事業所数・従業者数共にサービス業を主とした第3次産業が最も大きな割合を占めていますが、製造業を主とした第2次産業も一定の規模を維持しています。推移を見ると、第2次産業及び第3次産業の事業所数は、2014（平成26）年をピークに減少している一方で、従業者数は2014（平成26）年以降も増加傾向です。また、第1次産業では、事業所数の増加とともに従業者数も増加傾向です。

事業所数が減少しているにも関わらず従業者数が増加している要因は、第1次産業では農業法人の設立とそれに伴う従業者数の増加、第2次産業及び第3次産業では小規模事業所等の廃止が進む一方で、企業誘致等により従業者数の多い事業所が増加していることなどが考えられます。



出典：「埼玉県統計年鑑」

# 第3章　これまでの取組評価

## 1. 前期計画における取組状況

前期計画における基本目標ごとの進捗状況は次のとおりです。

### 基本目標 1. 温暖化対策と資源循環に取り組み、地球にやさしいまちづくり（地球環境）

#### ✧ 地球温暖化対策推進事業

- ・カーボンニュートラルの実現に向けた基本的な道筋を示す「日高市カーボンニュートラルに向けたロードマップ」を策定しました。
- ・子どもたちの脱炭素教育用に「小中学生版日高市カーボンニュートラルに向けたロードマップ」を策定しました。
- ・地域の大学、企業等の交流や脱炭素に対する意識啓発を図ることを目的とした「脱炭素まちづくりカレッジ in ひだか」を開催しました。
- ・省エネ性能の高い家電を購入した方に、費用の一部を補助しました。
- ・日高市グリーン購入<sup>\*</sup>調達方針により、庁内において環境に配慮した物品等の調達及び契約の推進を図りました。

#### ✧ 緑の保全推進事業

- ・高指山周辺の山林等約2万平方メートルをふるさとの森第2号地として指定しました。
- ・ふるさとの森第2号地である高指山山頂「さくら広場」の芝張り緑化を実施しました。
- ・環境ボランティアと市の共催により、植樹会を実施しました。

#### ✧ 雨水排水整備事業

- ・道路冠水やこれに起因する周辺への影響に対し、側溝及び管渠<sup>\*</sup>等の雨水排水施設を整備するなど、道路環境の改善を行いました。

#### ✧ ごみ減量化再資源化推進事業

- ・集団資源回収<sup>\*</sup>実施団体に対して適正に報償金を交付しました。
- ・小学4年生を対象に環境教育講座を、市民を対象に出前講座を実施しました。



■小中学生版日高市カーボンニュートラルに向けたロードマップ（将来ビジョン）

## 基本目標2. 豊かなみどりときれいな水で心やすまるまちづくり（自然環境）

### ✧ 林業振興事業

- ・森林環境譲与税を活用し、林道の維持管理、ナラ枯れ\*対策を実施しました。

### ✧ 農業後継者対策事業

- ・児童及び生徒が農業体験する機会を設け、農業後継者の育成に対する啓発を行いました。
- ・次世代を担う新規就農者に対し、資金支援を行いました。

### ✧ 生活排水対策事業

- ・単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽\*への転換について補助金を交付することなどで促進を図り、公共用水域の水質を保全しました。

### ✧ 鳥獣対策事業

- ・埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき、アライグマの駆除を行いました。

### ✧ 清流対策事業

- ・河川の状況を把握するために、河川水質・水生生物分析調査を実施しました。

## 基本目標3. 快適に暮らせる、これからも住み続けたいと思えるまちづくり（生活環境）

### ✧ 公害対策事業

- ・公害（水質汚濁、騒音・振動、悪臭）に関する市民相談に対応しました。
- ・公害を未然に防ぐため、降下ばいじん分析調査及び自動車交通騒音面的評価を実施しました。

### ✧ 下水道接続促進事業

- ・公共下水道の整備完了区域の未接続家屋を対象に接続普及促進を行い、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全の啓発に努めました。

### ✧ 生活環境衛生事業

- ・空き地の雑草の繁茂など、生活環境に関する相談等に対応し、衛生的な環境の確保に努めました。

### ✧ 環境美化推進事業

- ・地域の清掃活動を行うことにより、ごみを捨てにくい環境づくりに努めました。
- ・不法投棄等について、各関連機関と連携を図り対応しました。

## 基本目標4. 環境教育、環境保全活動が充実したまちづくり（教育・協働）

### ◆ 清流保全対策事業

- ・埼玉県西部地域まちづくり協議会（所沢市、飯能市、狭山市、入間市、本市）で小中学を対象に、環境問題をテーマとした環境ポスターコンテストを実施しました。
- ・小学生を対象に高麗川にウグイを放流し、清流保全及び自然環境意識の醸成を図りました。

### ◆ 緑の保全推進事業

- ・日和田山や巾着田などの自然環境を生かした自然観察会、ひまわり探検隊、ひだかネイチャーキッズなどを実施しました。
- ・日和田山環境ボランティアの活動により、ふるさとの森第1号地である日和田山の下草刈りを実施しました。



■ひだかネイチャーキッズによる活動の様子



■環境ボランティアによる活動の様子

## 2. 市民・事業者アンケート結果の概要

### (1) 市民・事業者アンケート実施の目的と実施状況

本計画を策定するに当たり、市域の環境への意識調査を目的に、市民及び事業者を対象としたアンケート調査を実施しました。アンケート結果は本計画策定の参考としておりますが、ここでは本市全域を通した重点課題や注目すべき内容に関する結果のみ掲載します。

アンケートの実施状況は下表のとおりです。

(2024(令和6)年9月30日～10月18日実施)

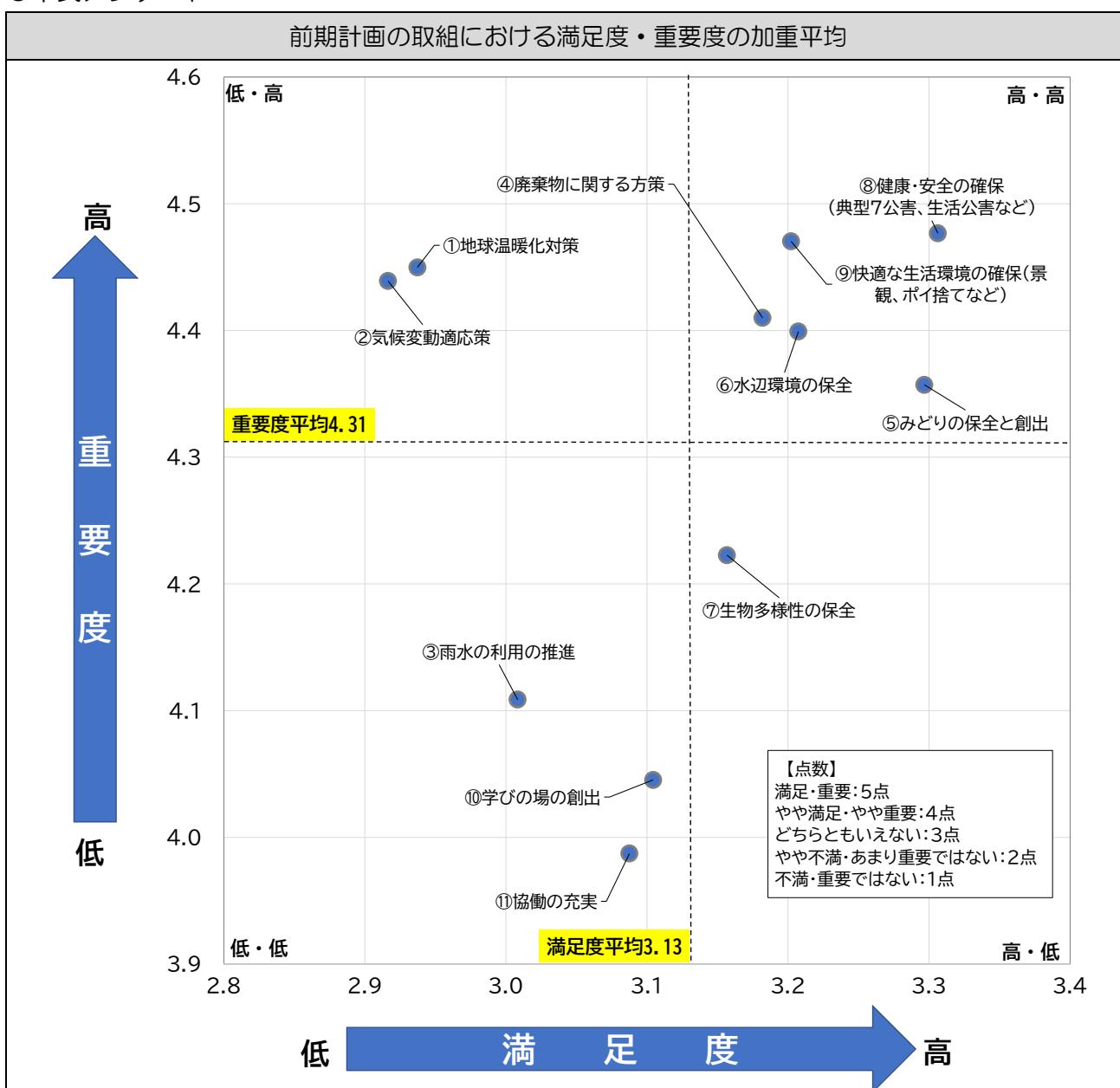
調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率
市民	2,000	804	40.2%
事業者	200	65	32.5%

### (2) アンケート結果の概要

#### ①前期計画における取組の満足度・重要度

市民アンケートによる本市の取組の満足度と重要度について、回答ごとに分配された点数（ウェイト）を各回答割合に乗じて合計した加重平均により比較したところ、本市の課題と考えられる“重要度が高く満足度が低い”項目は、「①地球温暖化対策」及び「②気候変動適応策」となっています。

●市民アンケート



基本目標	満足度	重要度	満足・重要*
<b>◆温暖化対策と資源循環に取り組み、地球にやさしいまちづくり</b>			
①地球温暖化対策	2.94 pt	4.45 pt	低・高
②気候変動適応策	2.92 pt	4.44 pt	低・高
③雨水の利用の推進	3.01 pt	4.11 pt	低・低
④廃棄物に関する方策	3.18 pt	4.41 pt	高・高
<b>◆豊かなみどりときれいな水で心やすまるまちづくり</b>			
⑤みどりの保全と創出	3.30 pt	4.36 pt	高・高
⑥水辺環境の保全	3.21 pt	4.40 pt	高・高
⑦生物多様性の保全	3.16 pt	4.22 pt	高・低
<b>◆快適に暮らせる、これからも住み続けたいと思えるまちづくり</b>			
⑧健康・安全の確保	3.31 pt	4.48 pt	高・高
⑨快適な生活環境の確保	3.20 pt	4.47 pt	高・高
<b>◆環境教育、環境保全活動が充実したまち</b>			
⑩学びの場の創出	3.10 pt	4.05 pt	低・低
⑪協働の充実	3.09 pt	3.99 pt	低・低
平均値	3.13 pt	4.31 pt	

\* 平均値より低いか高いかを示しています。

●事業者アンケート

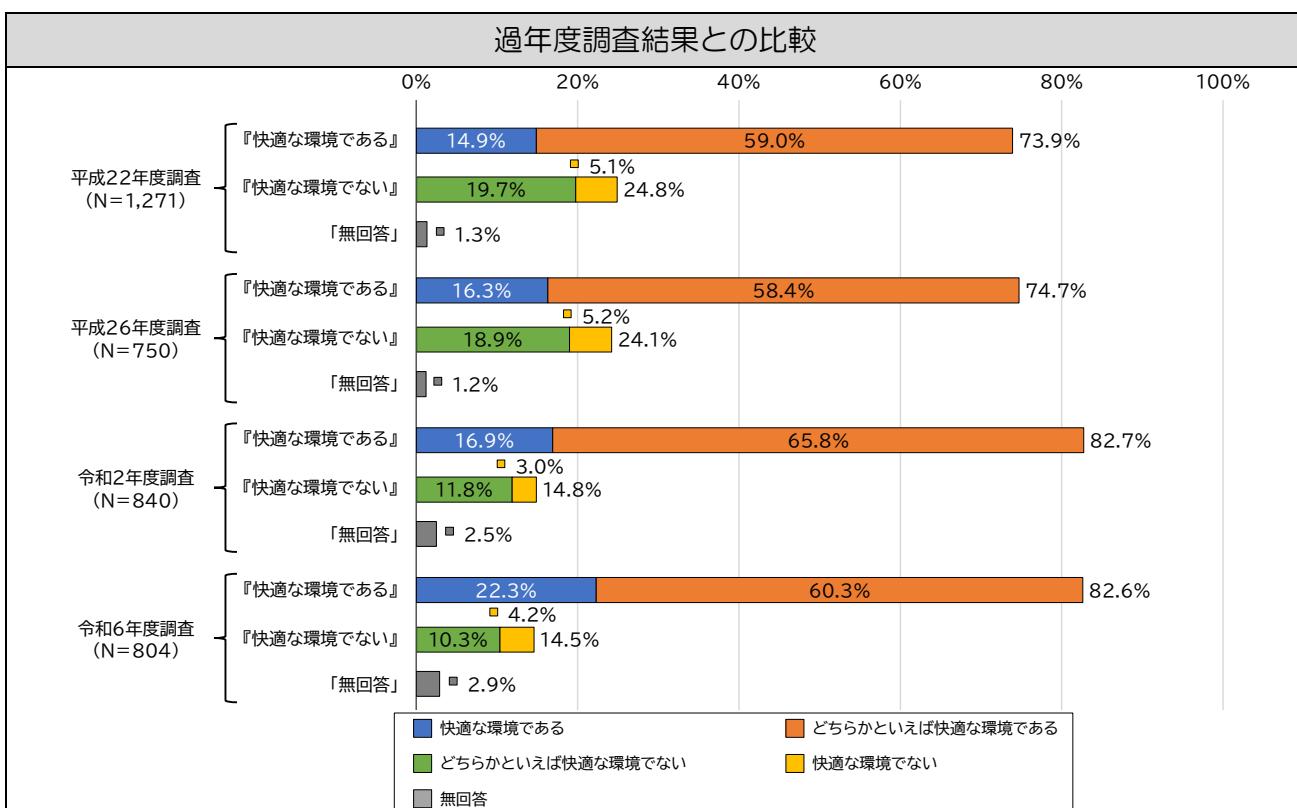
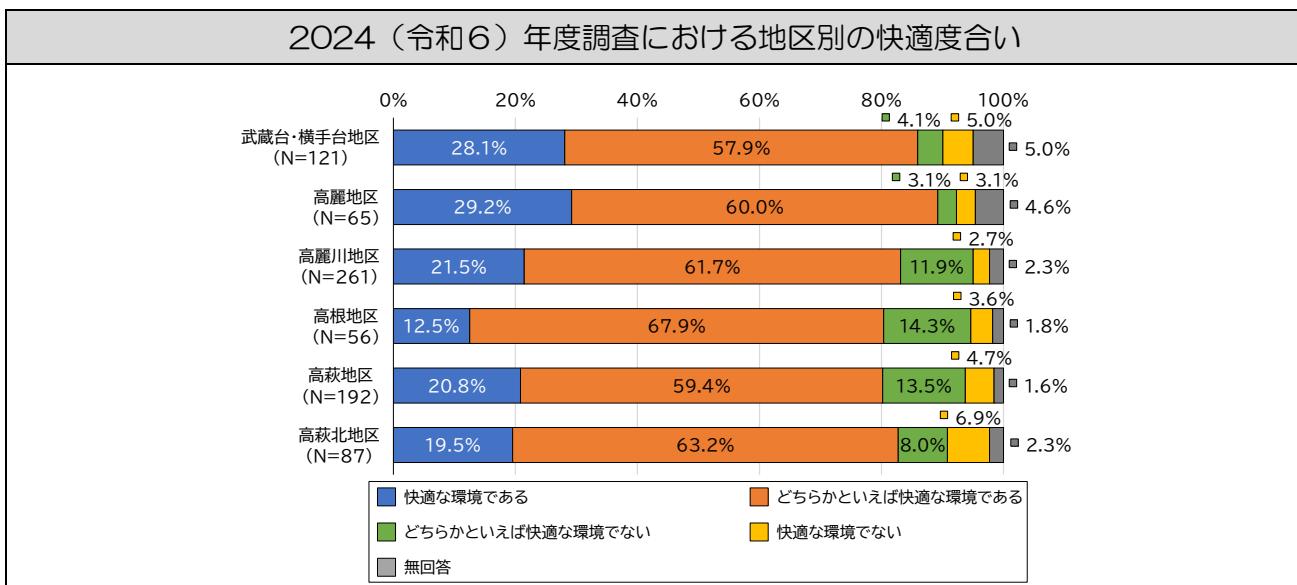
項目	2020(令和2)年度調査結果	2024(令和6)年度調査結果	差
自然保護			
	 4.34 pt	 4.35 pt	-0.01 pt
自然とふれあえる場の整備			
	 3.89 pt	 4.31 pt	+0.42 pt
生活排水による河川などの汚濁防止			
	 4.37 pt	 4.40 pt	+0.03 pt
公共下水道や合併処理浄化槽への転換の推進			
	 4.18 pt	 4.20 pt	+0.02 pt
浄化槽設置者に対する適正管理の啓発			
	 3.76 pt	 4.08 pt	+0.32 pt
大気汚染・騒音・悪臭などの公害対策			
	 4.16 pt	 4.34 pt	+0.18 pt
ごみ減量・再資源化の推進			
	 4.24 pt	 4.35 pt	+0.11 pt
廃棄物の適正処理の推進			
	 4.21 pt	 4.45 pt	+0.24 pt
ポイ捨て、不法投棄、ペットのウン 対策などのマナーの啓発			
	 4.22 pt	 4.42 pt	+0.20 pt
空き地や空き家の管理対策			
	 4.01 pt	 4.15 pt	+0.14 pt
省資源・省エネルギーの推進			
	 4.04 pt	 4.06 pt	+0.02 pt
太陽光発電の設置など再生可能エネルギー*の普及・推進			
	 3.66 pt	 3.66 pt	±0.00 pt
環境保全活動を行う団体の育成・支援の推進			
	 3.54 pt	 3.66 pt	+0.12 pt
地産地消*などの推進			
	 3.86 pt	 3.85 pt	-0.01 pt

## ②地域の快適さ

お住いの地域の快適さについて、「快適な環境である」と「どちらかといえば快適な環境である」の合計は、高麗地区が最も高く89.2%となっています。

また、過年度調査結果と比較すると、「快適な環境である」と「どちらかといえば快適な環境である」の合計は2020（令和2）年度調査まで増加していましたが、2024（令和6）年度調査では微減しました。一方、「どちらかといえば快適な環境でない」と「快適な環境でない」の合計は減少し続けています。

### ●市民アンケート

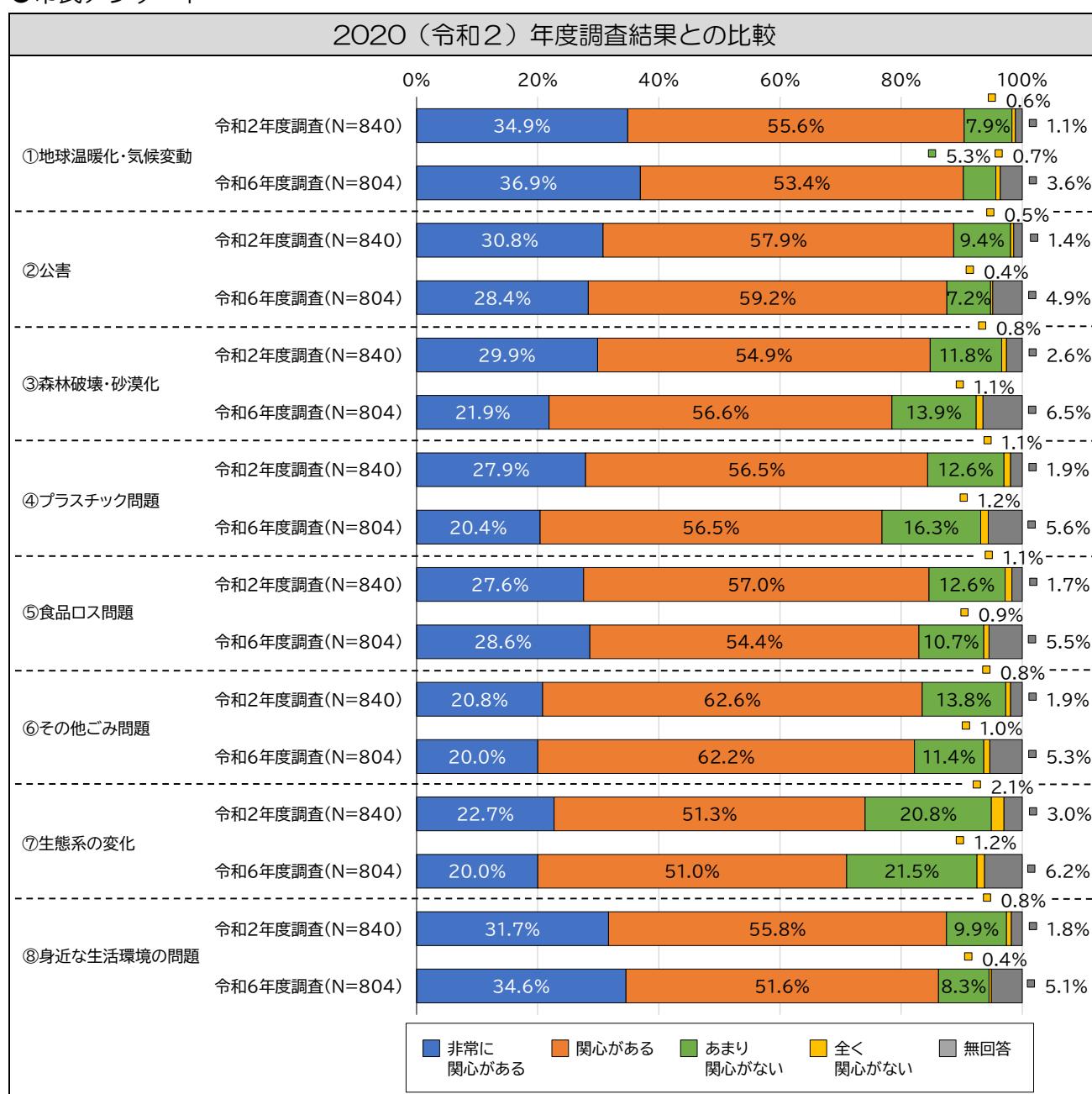


### ③関心のある環境問題

各環境問題における市民の関心度合いについて、2024（令和6）年度調査では「非常に関心がある」と「関心がある」の合計は、「①地球温暖化・気候変動」が90.3%と最も高く、次いで「②公害」が87.6%、「⑧身近な生活環境の問題」が86.2%となっています。

また、2020（令和2）年度調査結果と比較すると、全ての項目において「非常に関心がある」と「関心がある」の合計は減少しており、「プラスチック問題」においては7.5ポイント、「森林破壊・砂漠化」においては6.3ポイント減少しています。

#### ●市民アンケート

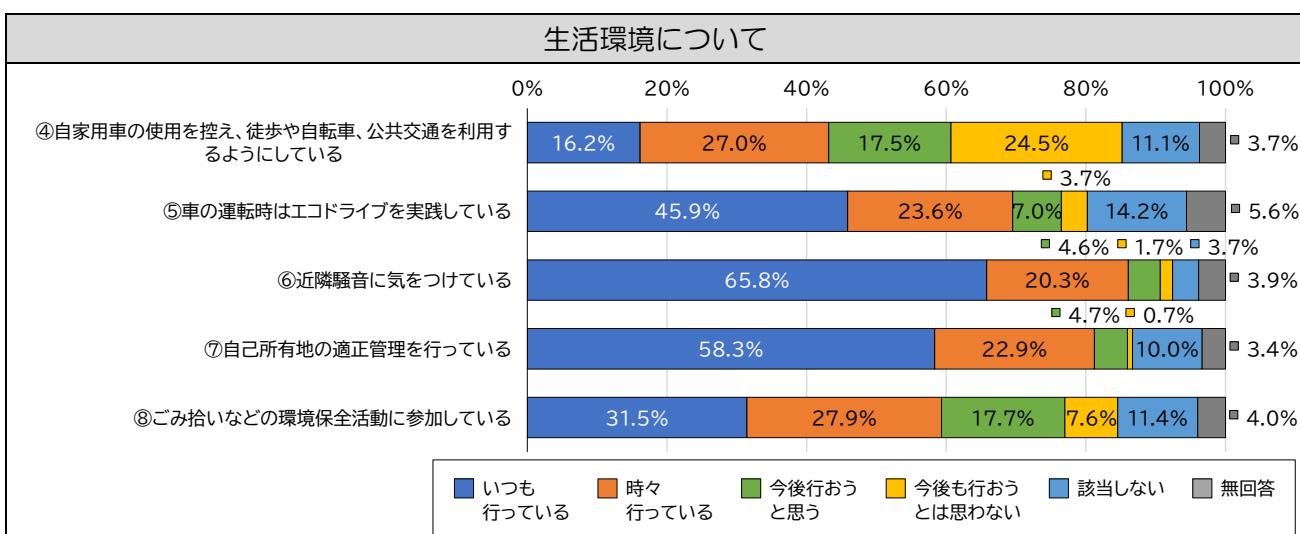
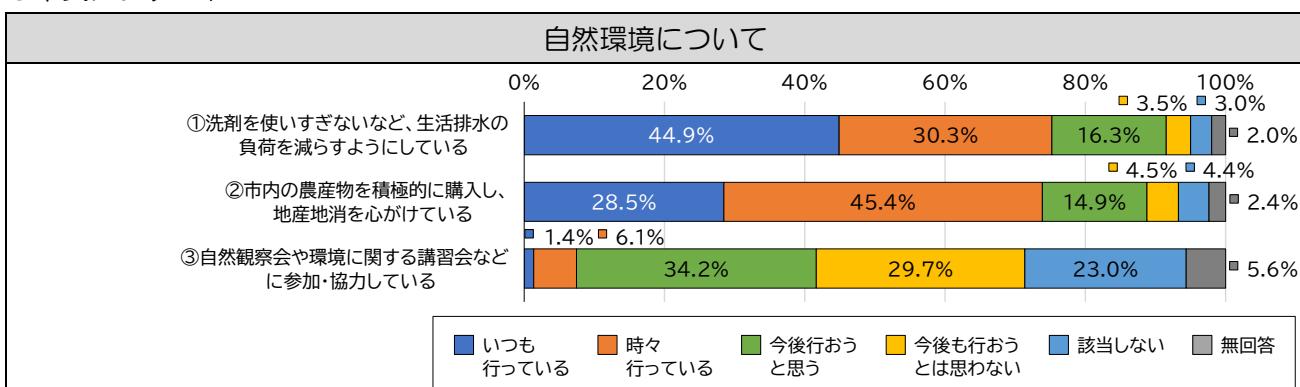


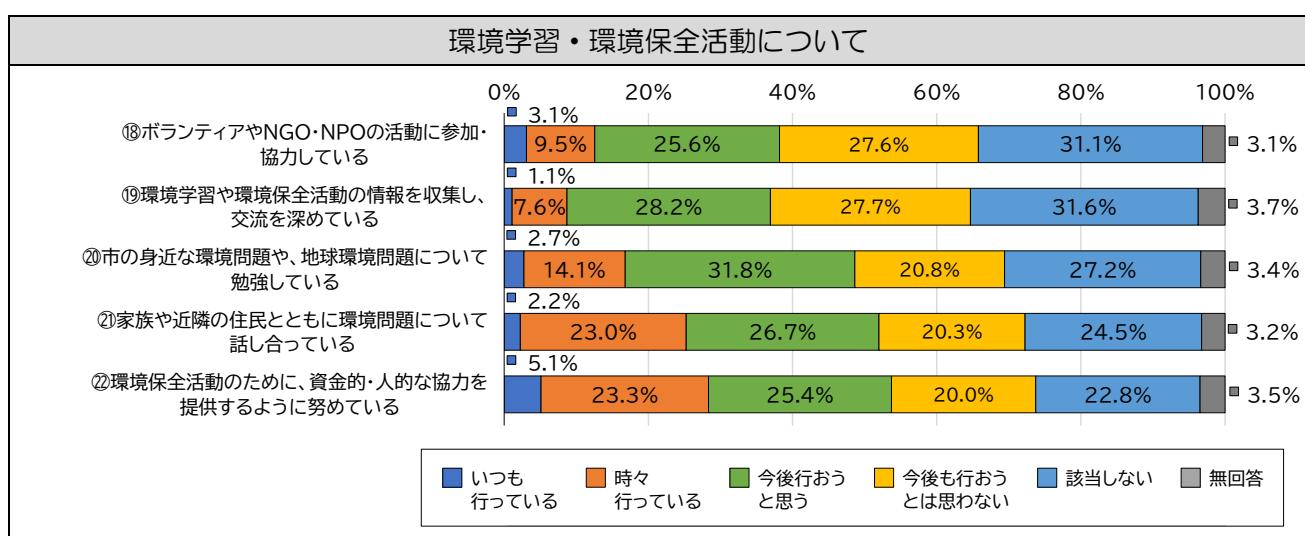
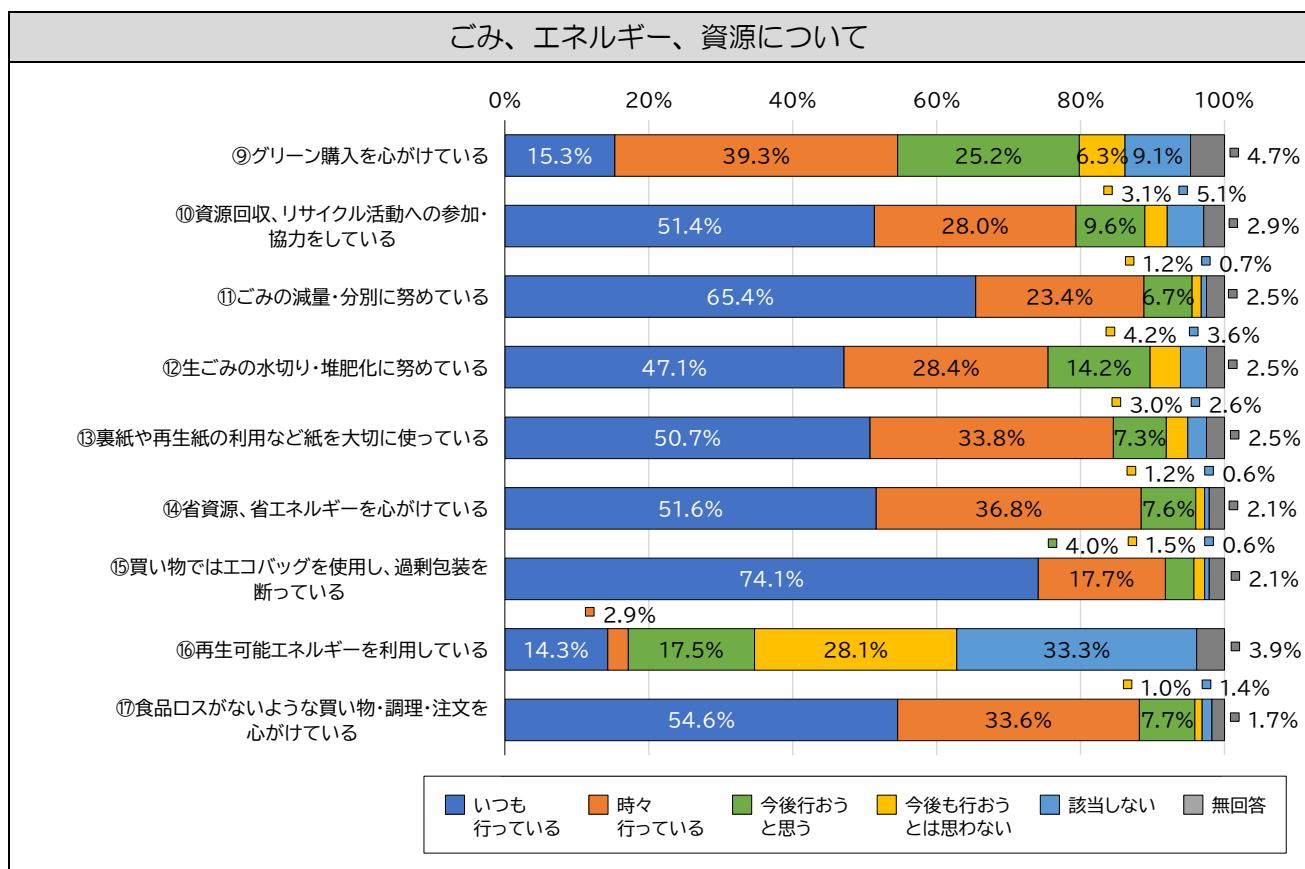
#### ④環境問題への取組

市民アンケートにおける環境問題への取組状況について、「いつも行っている」と「時々行っている」の合計は、ごみ、エネルギー、資源に関する「買い物ではエコバッグを使用し、過剰包装を断っている」が91.8%と最も高く、次いで「ごみの減量・分別に努めている」が88.8%、「省資源、省エネルギーを心がけている（節水や節電など）」が88.4%となっています。

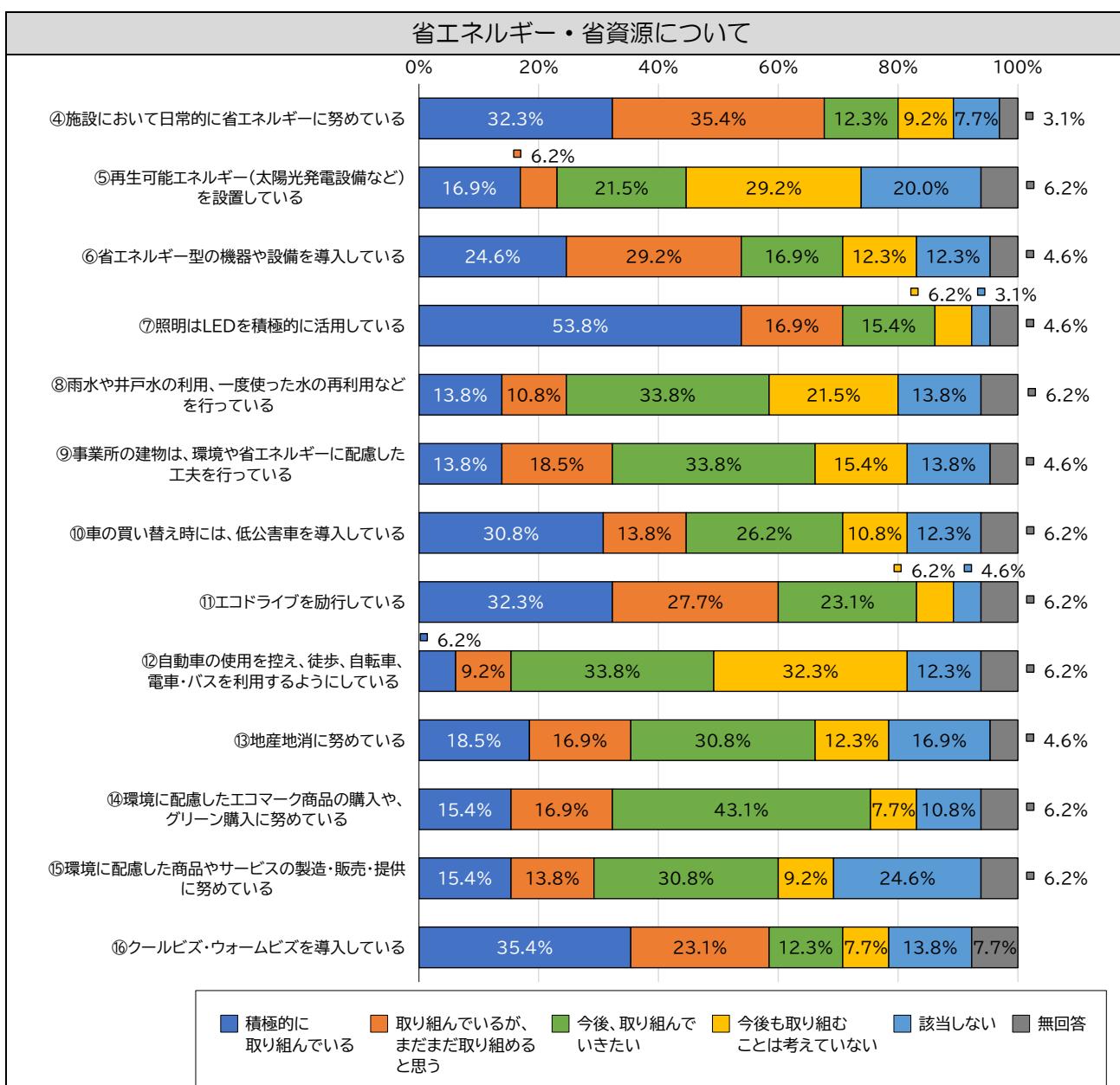
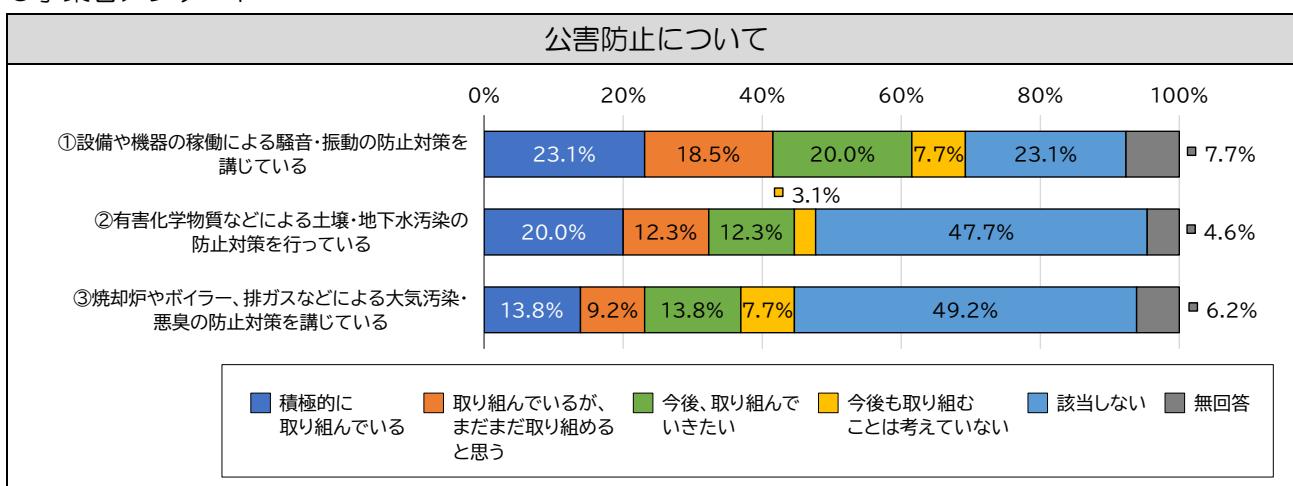
事業者アンケートにおける環境問題への取組状況では、「積極的に取り組んでいる」と「取り組んでいるが、まだまだ取り組めると思う」の合計は、ごみの減量・再資源化に関する「ごみは分別して古紙回収に出している」が84.6%と最も高く、次いで環境保全・環境学習に関する「敷地周辺の清掃をしている」が78.4%、省エネルギー・省資源に関する「照明はLEDを積極的に活用している」が70.7%となっています。

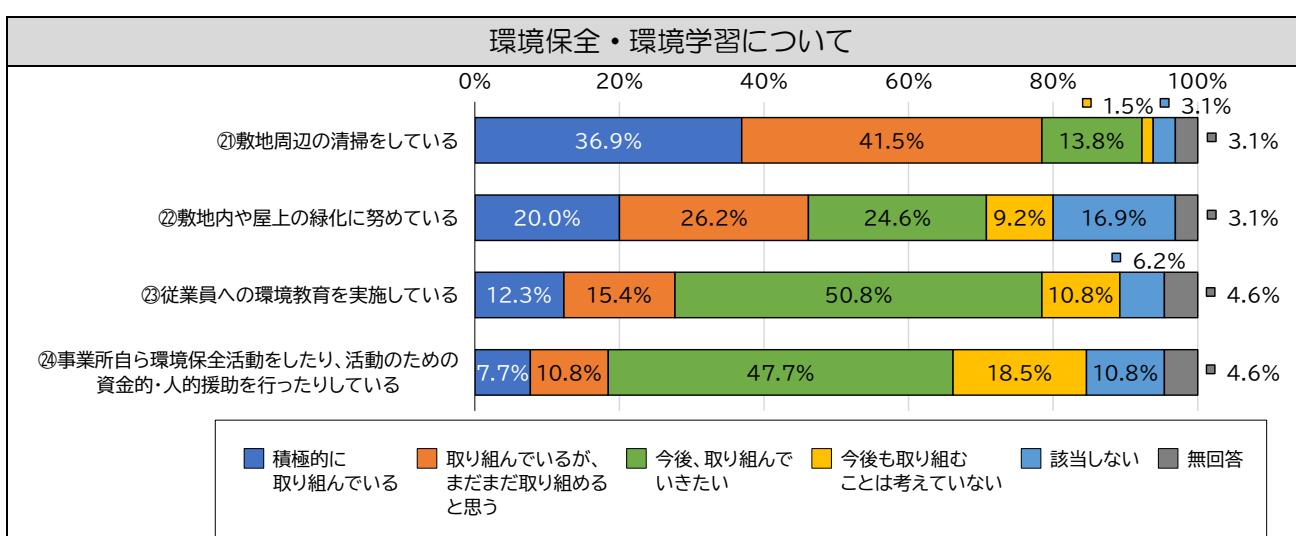
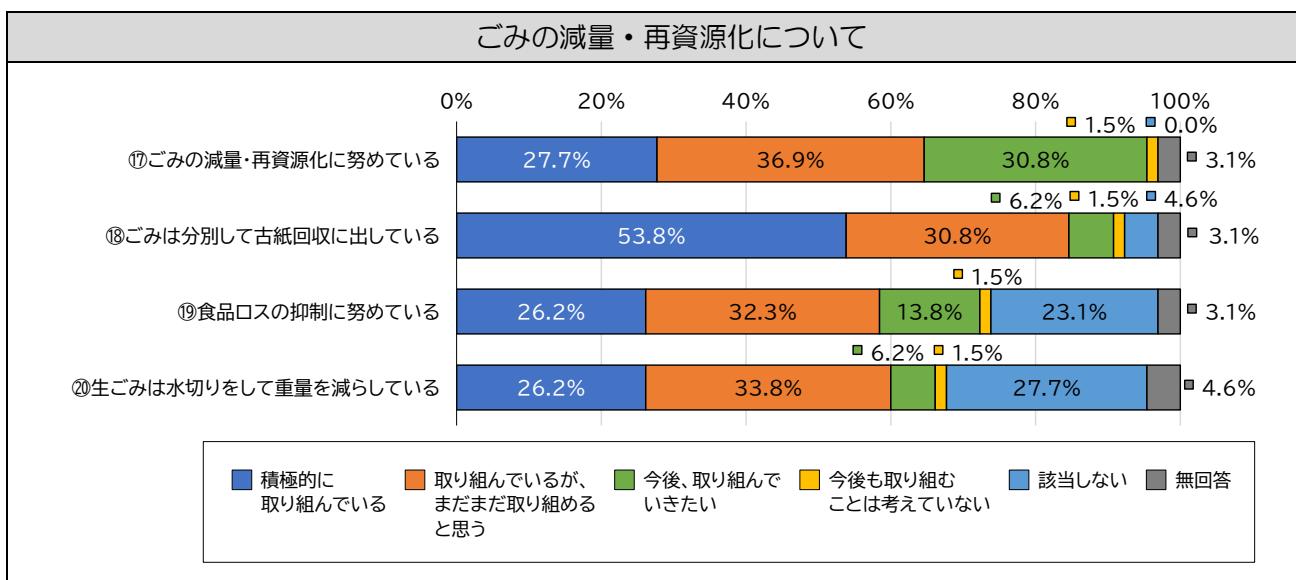
#### ●市民アンケート





## ●事業者アンケート

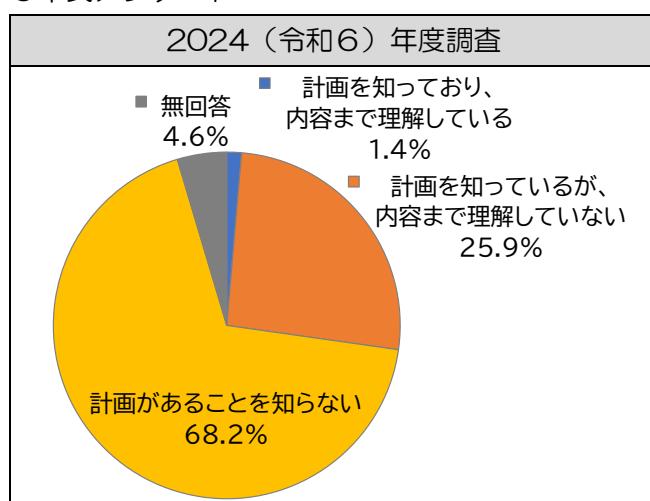




## ⑤前期計画の認知度

前期計画の認知度では、「計画があることを知らない」が 68.2%と最も高く、次いで「計画を知っているが、内容まで理解していない」が 25.9%、「計画を知っており、内容まで理解している」が 1.4%となっています。

### ●市民アンケート



# 第4章 これからの中高市に求められていること

本市を取り巻く環境の変化や世界・国・県の動向、本市の特性、前期計画の振り返り、市民・事業者アンケートの結果から、各環境分野の課題を抽出しました。

## 【 地球環境 】

- 世界的な環境課題として、地球温暖化対策が強く求められており、アンケート調査の結果からも、前期計画における地球温暖化対策及び気候変動適応策の取組の満足度が低く、今後の重要度が高いことが分かりました。
- ゼロカーボンシティの実現に向けた、省エネルギー行動や再生可能エネルギーを活用した設備の導入、気候変動に対する緩和策の推進が求められます。
- 地球温暖化の進行に伴う平均気温の上昇や豪雨等の極端現象の頻発が懸念されており、将来予測される被害を回避・軽減するため、気候変動に対する適応策の推進が求められます。
- 道路や駐車場等の舗装化や土地利用の変化などによる保水・遊水機能の低下に加え、気候変動に伴う集中豪雨が頻発していることから、健全な水循環の維持、または回復に向けた取組が求められます。
- 本市の可燃ごみはセメント工場で資源化処理されていますが、工場の稼働やごみの運搬等に伴う温室効果ガス排出量の削減のため、ごみの減量化に取り組む必要があります。

## 【 自然環境 】

- アンケート調査の結果から、自然環境分野への関心度合いの低下が見られます。
- 都市緑化などみどりの創出により、生態系ネットワークの形成に加え、ヒートアイランド現象の緩和等、気候変動に対する適応策への貢献も期待されます。
- ふるさとの森の適切な維持管理をすることで、森林生態系の維持・回復と二酸化炭素の吸収源対策への貢献が期待されます。
- 高麗川を始めとする市内の水辺環境の保全により、陸水生態系の維持・回復が求められます。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足から、遊休化する農地が増加しています。農業経営基盤の強化に努めるとともに、里山や田園などの原風景の再生、農地生態系の維持・回復が求められます。
- 野生鳥獣による農作物への食害が増加し、農業従事者の耕作意欲の低下を招いていることから、「日高市鳥獣被害防止計画」の推進に注力する必要があります。
- 特定外来生物<sup>\*</sup>の正しい知識の周知に努め、防除対策の継続が望まれます。

### **【 生活環境 】**

- アンケート調査の結果から、公害問題等の生活環境分野における市民の関心度合いが、地球環境分野に次いで高いことがわかりました。
- まちの景観や身近な生活の問題にも優先的に取り組む必要があります。
- 人の健康の保護及び生活環境の保全のため、河川における定期的な水質調査の継続が求められます。
- 住宅・建築物の老朽化や所有者の高齢化により、今後増加すると考えられる空き家や空き地の適正管理や有効活用を図る必要があります。

### **【 教育・協働 】**

- アンケート調査の結果から、環境教育、環境保全活動における取組の満足度が地球環境分野に次いで低くなっています。
- 前期計画の認知度が低く、環境に関する情報の提供体制を見直す必要があります。

# 第5章 計画の目標

## 1. 望ましい環境像

本市は、高麗川に代表される清流や巾着田、日和田山などの豊かな自然を有し、一方で都市機能も整備され、自然と共生しながら発展してきました。

現在、地球温暖化とそれに起因すると考えられる気象災害の発生など、地球規模の問題が特に注目されるようになっています。加えて、本市で生活する人々が健康で快適に暮らせるよう、身近な環境課題にも引き続き対応していかなければなりません。そのために、本市でも環境への負荷を減らし、自然環境を未来に残していく取組が求められており、市、市民及び事業者の各主体が積極的に行動し、「協働」することが重要です。

そこで本計画では、武蔵野の面影残る豊かな自然を守り、人と自然のつながり、人と人のつながりを未来へつなげていくことを目指した前期計画の環境像、「豊かな自然を未来につなぐまち ひだか」を継承し、次世代に向けた環境保全・創造のための施策を開展していくこととします。



## 2. 基本目標

望ましい環境像を目指すため、対象とする環境ごとに目標を設定しました。

### 1. 【地球環境】

温暖化対策と資源循環に取り組み、地球にやさしいまちづくり

### 2. 【自然環境】

豊かなみどりときれいな水で心やすまるまちづくり

### 3. 【生活環境】

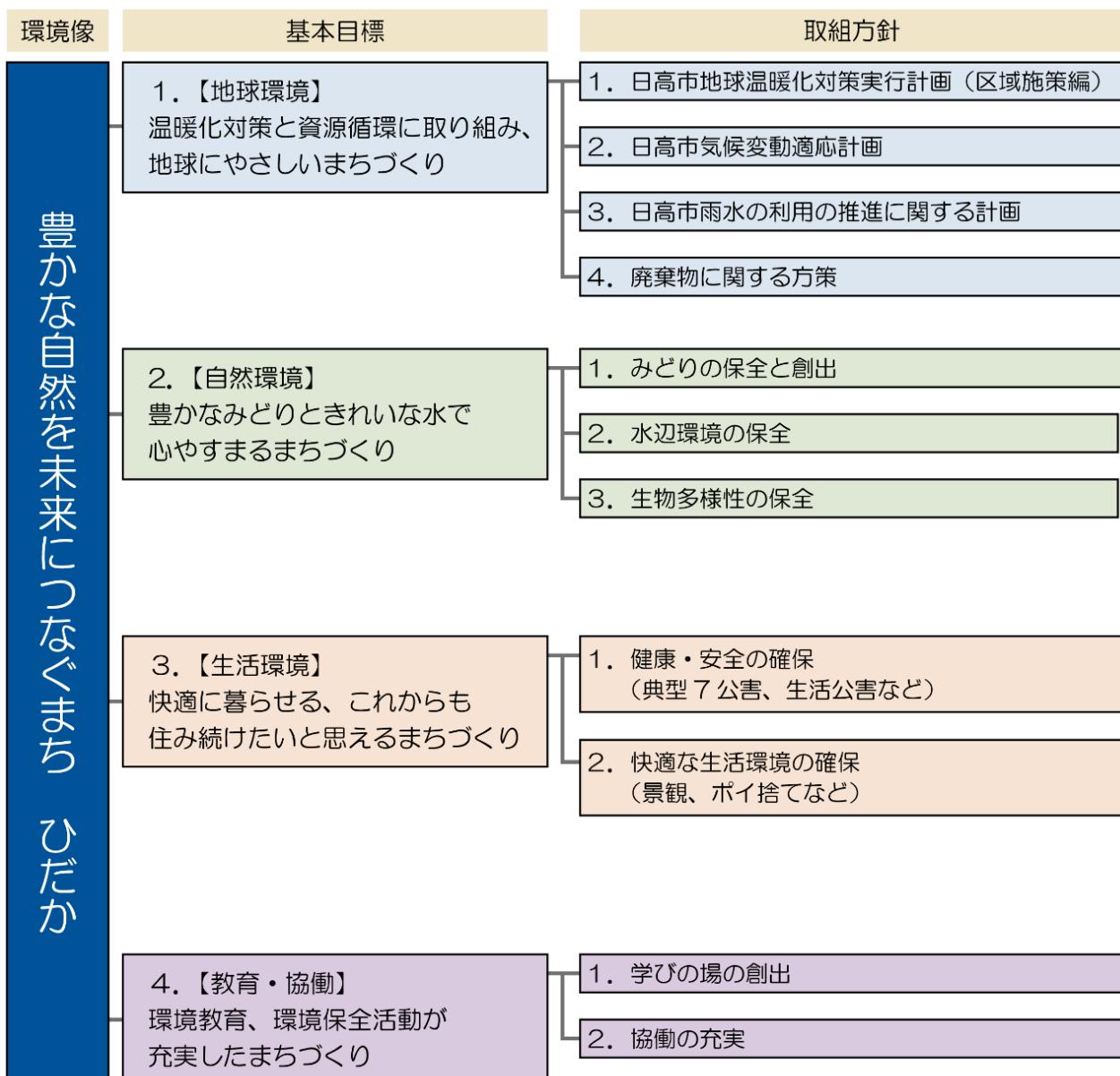
快適に暮らせる、これからも住み続けたいと思えるまちづくり

### 4. 【教育・協働】

環境教育、環境保全活動が充実したまちづくり

### 3. 施策の体系

本市の望ましい環境像「豊かな自然を未来につなぐまち ひだか」の実現に向けて、4つの基本目標と11の取組方針により、環境保全と創造に向けて展開します。以下にその体系を示します。



## 第6章 施策の展開

### 基本目標1.【地球環境】

温暖化対策と資源循環に取り組み、地球にやさしいまちづくり

#### ◆求められていること◆

地球温暖化対策、エネルギー対策、温暖化に起因すると考えられる気象災害への対策、プラスチックごみを始めとしたごみの減量化と資源循環が求められています。

なお、本目標では個別計画として、日高市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、日高市気候変動適応計画及び日高市雨水の利用の推進に関する計画を策定し、施策の展開として位置付けます。

該当する SDGs						
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み様けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう

## 取組方針1：第2次日高市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

### 【個別計画としての性格】

#### I) 計画の背景と目的

IPCC の第6次評価報告書によると、地球温暖化は人間活動に伴う温室効果ガスの排出により引き起こされてきたことに疑いの余地がないとされています。この地球規模の問題解決に向けて、私たち一人一人が身近なことから取り組んでいかなければなりません。

地球温暖化対策の推進に関する法律第19条第2項によると、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定は努力義務とされていますが、本市は、地球温暖化対策に市域全体で取り組んでいくことを目的として、2016（平成28）年3月に第1次となる日高市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。

今回、前掲「第1章 3. 計画の性格と位置付け」で示したとおり、前期計画の見直しに伴い、第2次区域施策編も見直し、改定しました。

#### II) 計画の期間

本計画に含まれる区域施策編の計画期間は、本計画と同様に 2026（令和8）年度から 2030（令和12）年度までの5年間とします。

#### III) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定される以下の7種とし、本市の温室効果ガス排出量は、部門・分野別の排出活動に伴う活動量の実態の把握が困難であることから、埼玉県が毎年度公表する値を用いることとします。

なお、埼玉県の公表値は、各種統計データや算定方法の見直し、地球温暖化係数\*の変更等により、前期計画策定時の公表値から更新されています。

温室効果ガス		地球温暖化係数*	用途・排出源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源 CO <sub>2</sub> *	1	燃料の使用、供給された電気や熱の使用など
	非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>		廃棄物の焼却処分、工業プロセスなど
メタン (CH <sub>4</sub> )		28	自動車の走行、廃棄物の埋立て、家畜の飼養など
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)		265	自動車の走行、廃棄物の焼却処分など
代替フロン等 4ガス	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	4~12,400	冷蔵庫やエアコンなどの冷媒など
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	6,630~11,100	半導体の製造プロセスなど
	六ふつ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	23,500	電気の絶縁体など
	三ふつ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	16,100	半導体の製造プロセスなど

\* 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（令和6年4月1日施行）

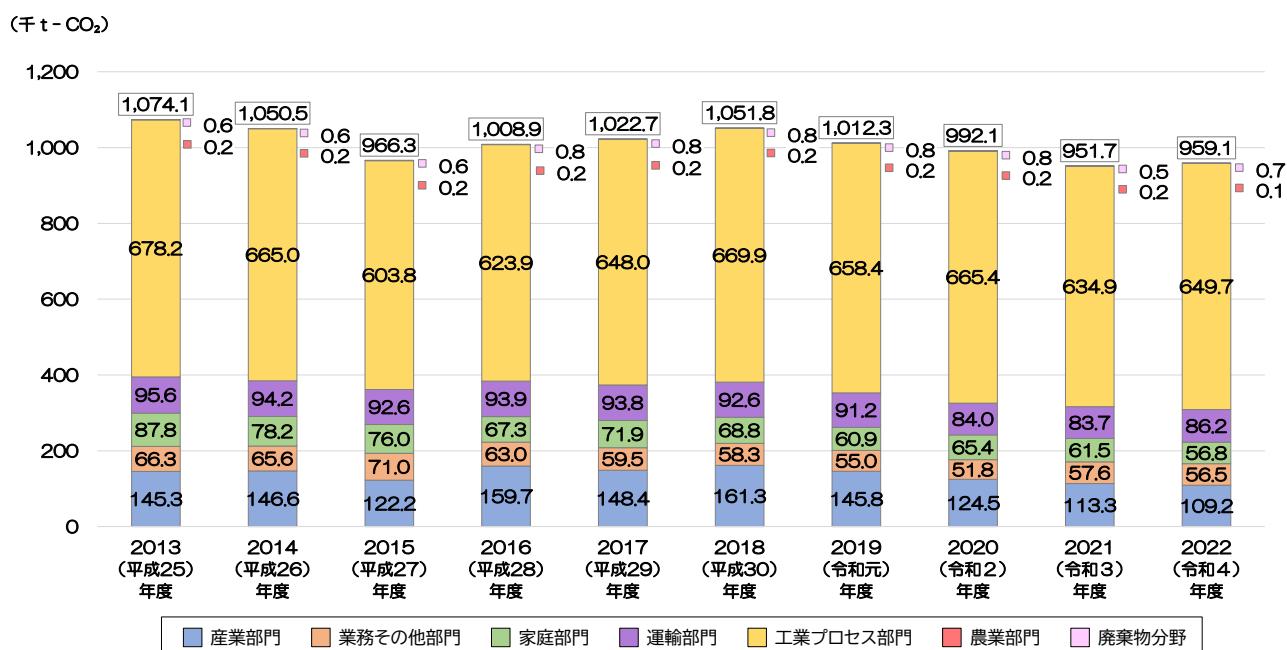
## 【本市の現況と将来目標】

### I) 温室効果ガス排出量

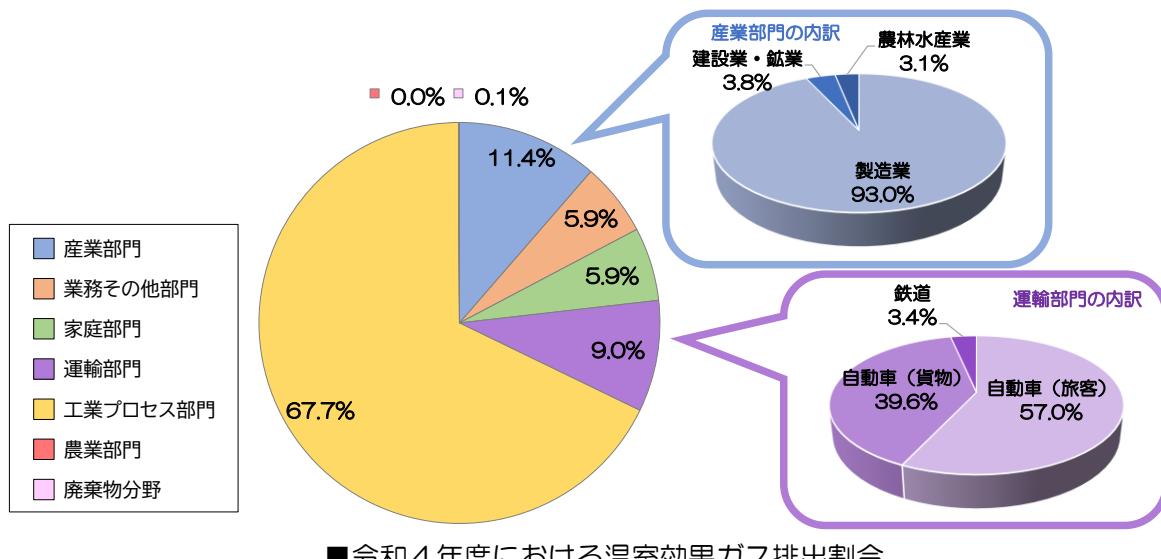
#### ◆ 温室効果ガス排出量の現況 ◆

基準年度とされる 2013（平成 25）年度以降減少していた本市の温室効果ガス排出量は、2016（平成 28）年度から一時は増加に転じたものの、2018（平成 30）年度から再び減少しました。算定可能な直近年度である 2022（令和 4）年度の総排出量は、959.1 千 t - CO<sub>2</sub>となっていました。前年度の総排出量からは微増しています。また、2022（令和 4）年度における温室効果ガス排出量を部門・分野別に見ると、工業プロセス分野による排出割合が 67.7% を占めており、本分野の排出に寄与するセメント製造業を有する本市の特性が現れています。

また、本市の可燃ごみは、上記セメント製造業により資源化処理されているため、廃棄物分野における一般廃棄物の焼却に伴い排出される非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の排出量はありません。



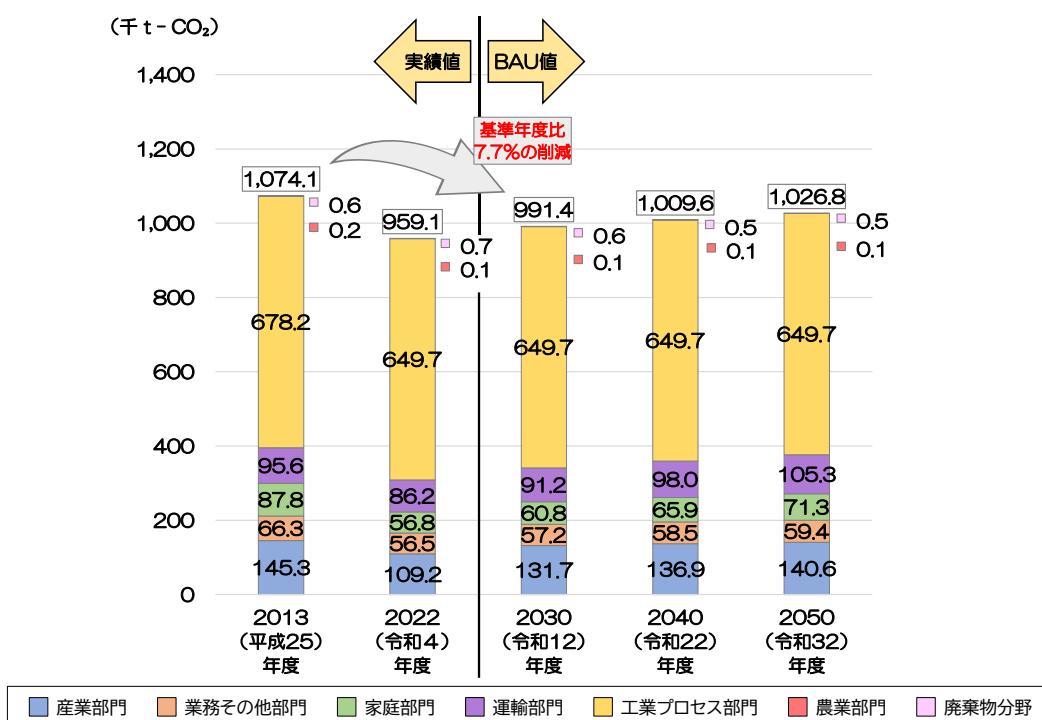
出典：2024 年度埼玉県温室効果ガス排出量算定報告書（2022 年度算定値）より作成



出典：2024 年度埼玉県温室効果ガス排出量算定報告書（2022 年度算定値）より作成

### ◆ 温室効果ガス排出量の将来推計 ◆

本市でこれまで行われてきた温室効果ガス排出量の削減に向けた対策から、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の排出量（以下、「BAU 排出量」とします。）を推計すると、国の掲げた目標年度である 2030（令和 12）年度の BAU 排出量は、基準年度比では 7.7% の削減となるものの、直近年度比では 3.4% の増加となる見込みです。



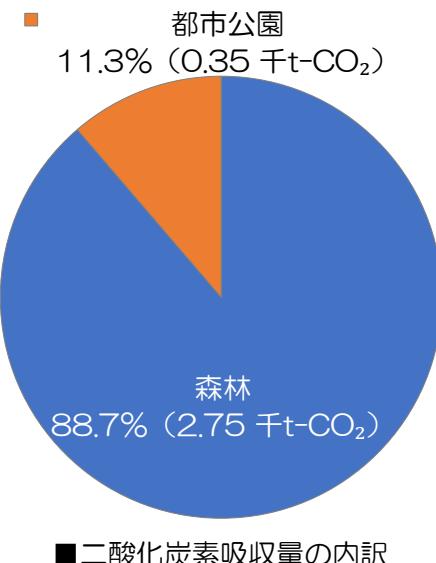
■温室効果ガス排出量の将来推計（BAU 排出量）

出典：2024 年度埼玉県温室効果ガス排出量算定報告書（2022 年度算定値）より作成

## ◆ 森林吸収量 ◆

本市の森林等の吸収源による二酸化炭素の吸収量を、森林面積及び都市公園面積に吸収係数を乗じて推計した参考値は、約 3.10 千 t -CO<sub>2</sub> となって います。

これは直近年度の温室効果ガス排出量の 0.3% に 当たり、ゼロカーボンシティの実現に向けた、吸 収源の保全・創出が求められます。



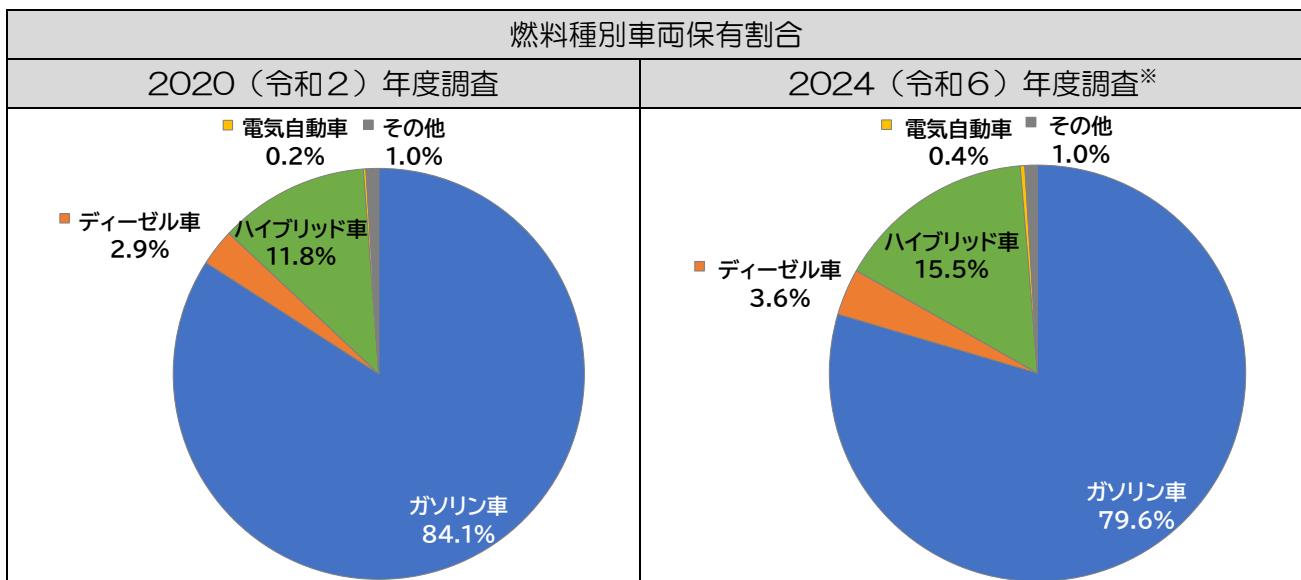
■二酸化炭素吸収量の内訳

## ◆ 車の使用状況（市民・事業者アンケート） ◆

市民アンケートによる燃料種別車両保有割合を 2020（令和2）年度調査と比較すると、8 割以上を占めていたガソリン車の保有割合が減少した一方で、ハイブリッド車及び電気自動車の保有割合は増加しています。

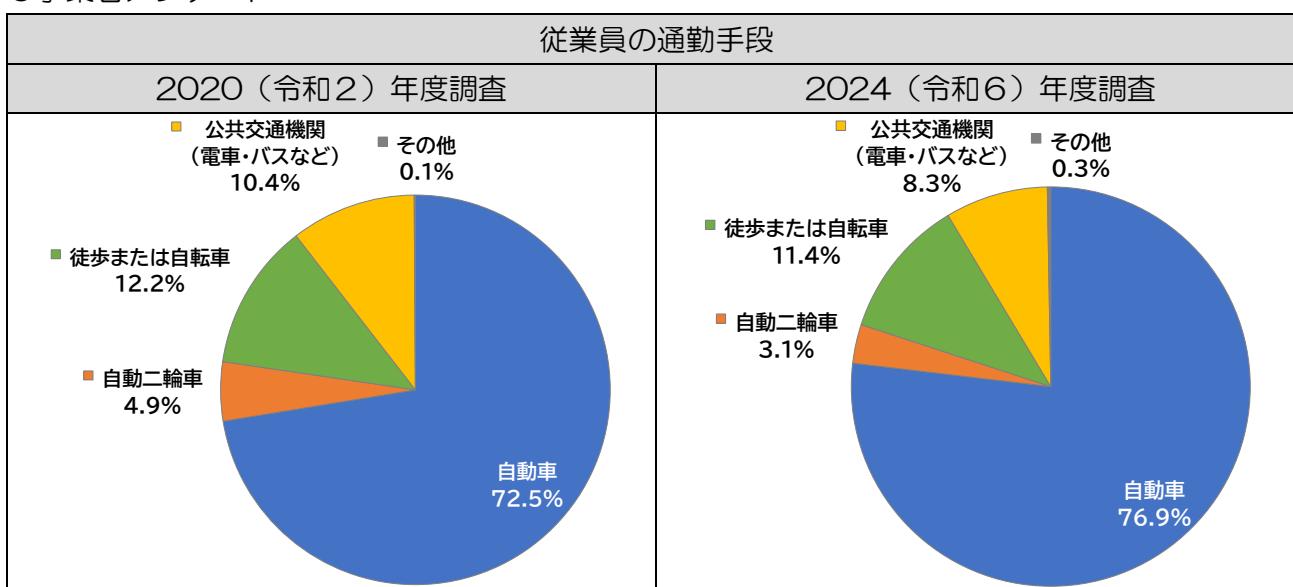
また、事業者アンケートによる従業員の通勤手段では、2020（令和2）年度調査と比較して徒歩や自転車、公共交通機関を利用する割合が減少し、自動車を利用する割合が増加してい ます。

### ●市民アンケート



\* 2024（令和6）年度調査の Web 回収による「4台以上」の回答は、「4台」として集計しました。

## ●事業者アンケート

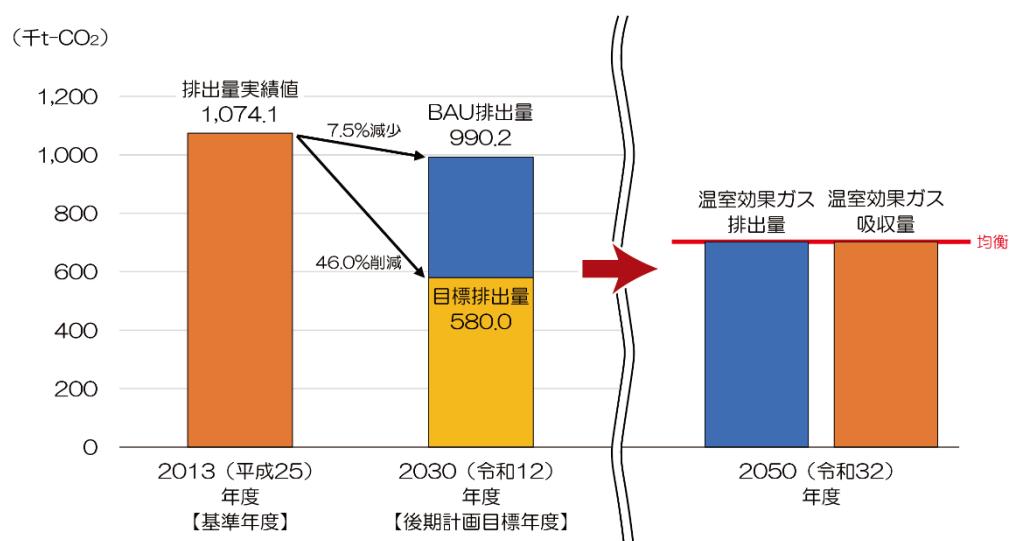


## II) 数値目標の達成状況と後期目標の設定（温室効果ガス排出削減目標）

生活環境分野における前期計画の数値目標（以下、「前期目標」とします。）は、2022（令和4）年度現在 10.7% の削減となっており、目標は達成できていません。また、前掲「温室効果ガス排出量の将来推計」で示したとおり、直近年度以降の BAU 排出量は増加傾向になると予測されるため、目標達成に向けた追加的な対策が必要です。

指標名	2013 (平成25) 年度	2025 (令和7) 年度	2022 (令和4) 年度	達成 状況*	2030 (令和12) 年度
	基準年度 【実績】	【前期目標】	直近年度 【実績】		【後期目標】
市内における温室効果ガス排出量（千t-CO <sub>2</sub> ）	1074.1	基準年度比 18.4%削減	959.1	10.7% 削減	基準年度比 46%削減

\* 直近年度時点における達成状況。



### III) 削減見込量

削減目標の達成に向けた施策の検討に当たり、国の地球温暖化対策計画に示される削減効果の対策のうち、本市で考えられる対策を抽出し、市内の製造品出荷額や世帯数等の活動量を基に推計しました。なお、国と本市とでは、産業構造等の温室効果ガスの排出に起因する活動の内訳が異なることから、本削減見込量が必ずしも本市の温室効果ガス排出量の展望にそぐわないことに留意が必要です。

#### ■国と連携した取組によるエネルギー起源CO<sub>2</sub>の削減見込み量

部門	2030 (令和12) 年度 削減見込み量 (千t-CO <sub>2</sub> )	対策例
産業	23.6	◇高効率空調の導入 ◇産業ヒートポンプの導入 ◇産業用照明の導入 ◇低炭素工業炉の導入 ◇産業用モーター・インバータの導入 ◇高性能ボイラーの導入 ◇コーディネーションの導入 ◇省エネルギー設備の増強 ◇従来型省エネルギー技術 ◇革新的セメント製造プロセス ◇FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施 など
業務その他	13.6	◇建築物の省エネルギー化（新築・改修） ◇業務用給湯器の導入 ◇高効率照明の導入 ◇トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上 ◇上下水道事業における省エネ・再エネ対策の推進 ◇BEMSの活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施 ◇クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進 など
家庭	14.2	◇住宅の省エネルギー化（新築・改修） ◇高効率給湯器の導入 ◇高効率照明の導入 ◇トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上 ◇HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施 ◇クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進 など
運輸	26.3	◇次世代自動車の普及、燃費改善 ◇LED道路照明 ◇公共交通機関の利用促進 ◇自転車の利用促進 ◇トラック輸送の効率化 ◇宅配便再配達の削減の推進 ◇エコドライブの促進 ◇カーシェアリングの促進 など

本計画の目標年度である2030(令和12)年度における排出見込み量は以下のとおりです。前掲のBAUによる減少分のほか、省エネルギーの取組及び太陽光発電システムの導入による削減量に加え、国が公表する「2030年度におけるエネルギー需給の見通し(令和3年9月)」より推計される2030(令和12)年度の電力排出係数\*が0.25 kg-CO<sub>2</sub>/kWhまで低減されることを考慮すると、47.4%の削減となり、本計画の削減目標への到達が見込まれます。

#### ■2030(令和12)年度における部門・分野別温室効果ガス排出見込み量

部門・分野 エネルギー起源 CO <sub>2</sub> ↑ ↓非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> + CH <sub>4</sub> + N <sub>2</sub> O	2013 (平成25)	2030 (令和12)				2013 (平成25) 年度比 削減率	
	実績値 (千t-CO <sub>2</sub> )	排出見込み量 (千t-CO <sub>2</sub> )	削減量内訳 (千t-CO <sub>2</sub> )				
			BAU	省エネ等	太陽光発電		
産業	145.3	106.7	13.6	23.6	1.4	26.6%	
業務その他	66.3	42.5	9.1	13.6	1.1	35.9%	
家庭	87.8	45.5	26.9	14.2	1.1	48.2%	
運輸	95.6	64.9	4.4	26.3	—	32.1%	
工業プロセス	678.2	375.2	28.5	274.5	—	44.7%	
農業	0.2	0.1	0.1	—	—	47.6%	
廃棄物	0.6	0.6	0.0	—	—	6.4%	
小計	1,074.1	635.5	82.7	352.3	3.7	40.8%	
電力排出係数 の低減	—	—			67.1	—	
CO <sub>2</sub> 吸収量	—	—			3.1	—	
合計	1,074.1	565.3			508.8	47.4%	

#### 【施策の展開】

施策の方向性	施策
1. 省エネルギー行動を実践するとともに、省エネルギー機器の導入を推進します	省エネルギー行動を推進します
	省エネルギー性能の高い機器の導入・転換に努めます
	建築物の省エネルギー化を推進します
2. 再生可能エネルギーの導入を推進し、エネルギーの循環利用を図ります	再生可能エネルギーの活用を推進します
	再生可能エネルギー設備の導入に努めます
3. 温室効果ガス吸収源の保全と拡充に努めます	森林の適切な整備に努めます
	都市緑化を推進します

## 取組方針2：日高市気候変動適応計画

### 【個別計画としての性格】

#### I) 計画の背景と目的

地球温暖化に起因するとされる、気温の上昇、大雨の頻度の増加、農作物の品質の低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加などの気候変動による影響が本市においても顕在化しており、今後も様々な分野で影響が長期にわたり拡大するおそれがあります。

気候変動適応法第12条によると、気候変動適応計画の策定は努力義務とされていますが、本市は、市民一人一人が安心して暮らせるまちを目指し、2021（令和3）年3月に第1次となる気候変動適応計画を策定し、前期計画に包含しました。

今回、前掲「第1章 3. 計画の性格と位置付け」で示したとおり、前期計画の見直しに伴い適応計画も見直しました。

#### II) 計画の期間

本計画に含まれる気候変動適応計画の計画期間は、本計画と同様に2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

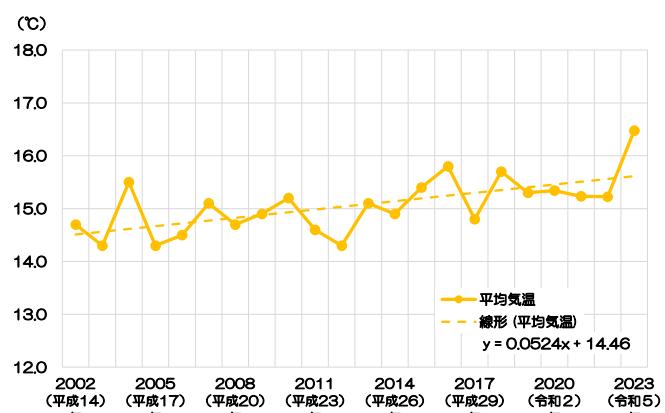
### 【本市の現況と将来目標】

#### I) 本市の気候と災害の状況

##### ◆ 気温 ◆

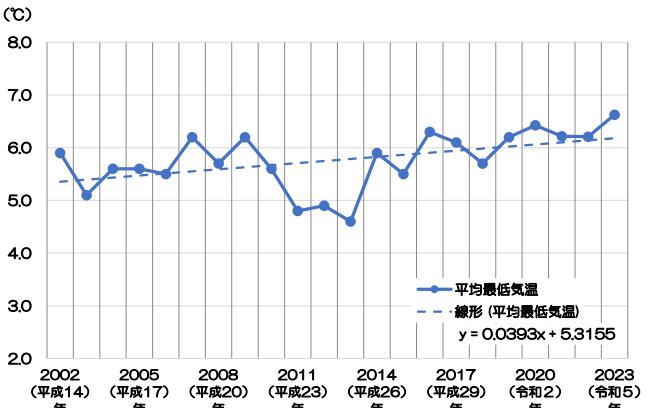
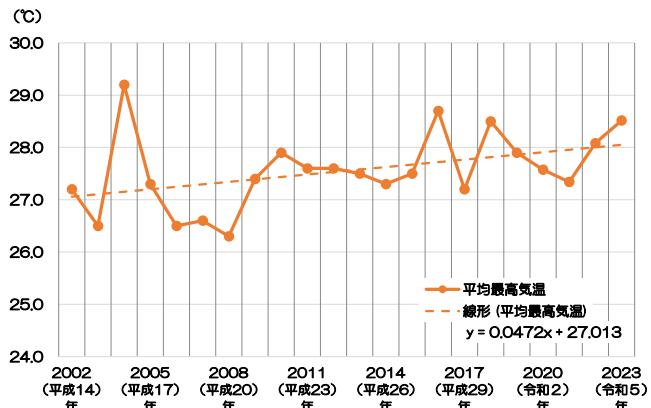
本市の年平均気温、年平均最低気温（各月の最低気温の平均値）、年平均最高気温（各月の最高気温の平均値）は、年による増減があるものの上昇傾向です。

同様に、近隣地域における真夏日・猛暑日の年間日数も増加傾向です。



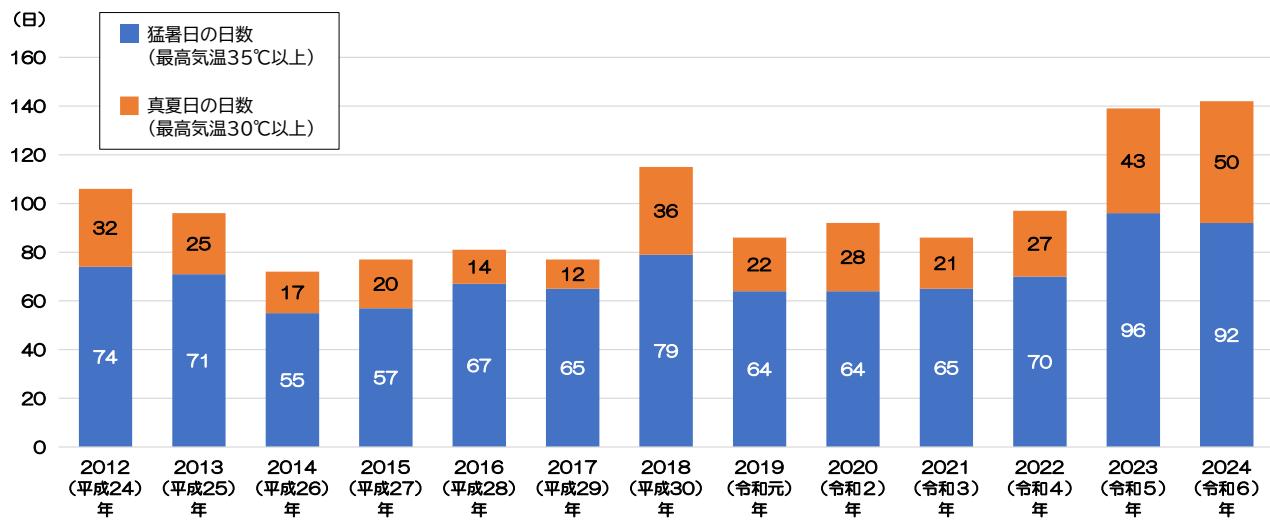
■年平均気温の推移

出典：「統計ひだか」（日高市）



出典：「統計ひだか」（日高市）

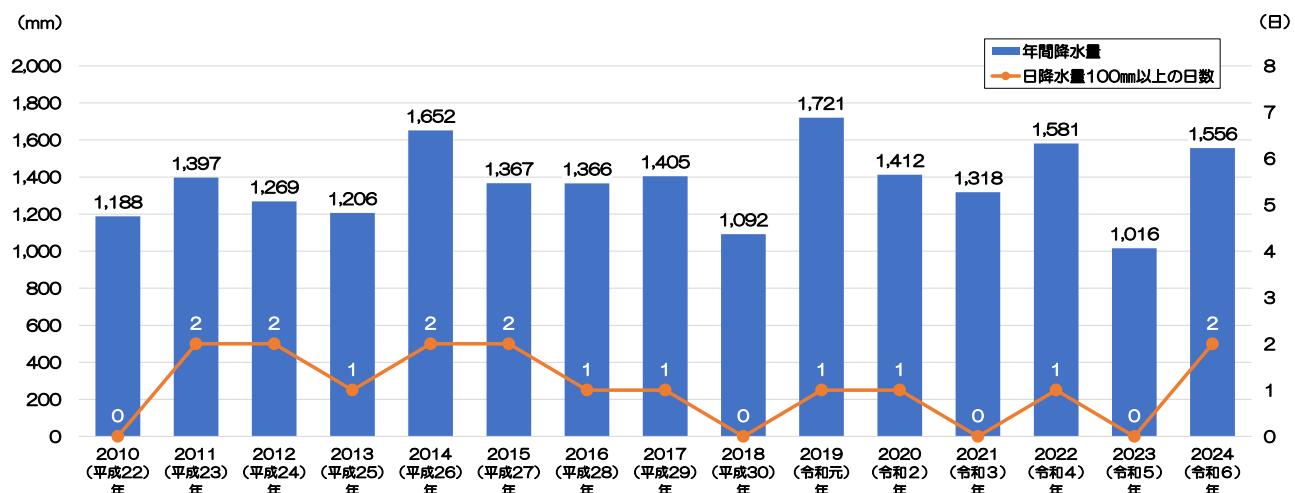
※ 線形とは、データの増減傾向を可視化するために、全体の流れを一本の直線（線形回帰直線\*）で表したもので。各グラフ中の回帰式  $y=ax+b$  において、 $a$  は傾きを示し、年が1年進むごとの気温の増減幅を表します。 $b$  は切片で、直線の位置を決めるための基準値です。 $x$  は年の通し番号、 $y$  は各年の気温を示します。



出典：「気象観測データ」（気象庁）

## ◆ 降水量 ◆

近隣地域における年間降水量及び日降水量 100mm 以上の大雨の日数は、変動を繰り返しながらもほぼ横ばいに推移しており如実な傾向は見られませんが、気候変動による大雨や短時間強雨の発生日数が全国的に増加していることから、今後の動向に留意が必要です。



■近隣地域（鳩山地域気象観測所）における年間降水量と日降水量 100 mm以上の大雨の日数の推移

出典：「気象観測データ」（気象庁）

## ◆ 気象災害の発生状況 ◆

全国的に局所的な大雨や台風による被害が頻発しています。

本市においても 2017（平成 29）年に土砂崩れが高麗本郷区で発生しました。また、令和元年東日本台風（台風第 19 号）による河川の氾濫により、久保の下橋、新堀橋、新井橋が流出する被害がありました。今後も豪雨による河川氾濫の被害が発生する可能性があり、未然の対策が求められています。



■土砂崩れによる被害の様子

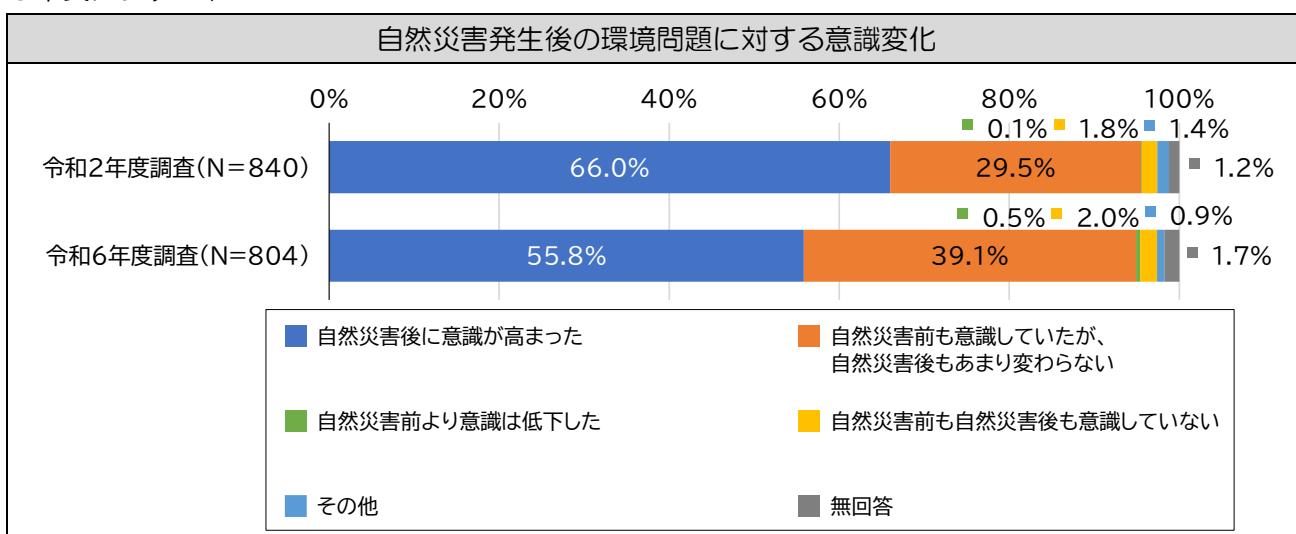


■河川の氾濫による被害の様子

## ◆ 災害に関する市民の意識変化（市民アンケート） ◆

市民アンケートによる自然災害後の環境問題に対する意識変化について 2020（令和2）年度調査と比較すると、「自然災害前も意識していたが、自然災害後もあまり変わらない」が9.6ポイント増加していることから、2020（令和2）年度調査以降も環境問題への意識が継続されています。気象災害は今後も頻発するおそれがあり、防災・減災対策を講じていくことが重要となります。

### ●市民アンケート



### 【 施策の展開 】

施策の方向性	施策
1. 気象災害に向けた防災対策を推進します	防災啓発を図ります
	治水・暴風対策を推進します
	雨水の利活用を推進します
2. 健康被害への予防策を推進します	熱中症予防策を推進します

## 取組方針3：日高市雨水の利用の推進に関する計画

### 【個別計画としての性格】

#### I) 計画の背景と目的

土地利用の変化や気候変動などにより、全国的に水循環に障害が発生しており、本市においても排水能力を上回る降雨に伴う浸水被害が発生しています。

雨水の利用の推進に関する法律第4条第1項によると、雨水の利用の推進に関する施策の策定は努力義務とされていますが、本市では、雨水を水資源と捉え有効活用を図るとともに、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に努めることを目的とし、2021（令和3）年3月に第1次となる日高市雨水の利用の推進に関する計画（以下、「雨水利用計画」とします。）を策定し、前期計画に包含しました。

今回、前掲「第1章 3. 計画の性格と位置付け」で示したとおり、前期計画の見直しに伴い雨水利用計画も見直しました。

#### II) 計画の期間

本計画に包含される雨水利用計画の計画期間は、本計画と同様に2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

### 【本市の現況と将来目標】

#### I) 降水量の現状

前掲「第6章 基本目標1 取組方針2 降水量」で示したとおり、年間降水量や日降水量100mm以上の日数は、変動を繰り返しながらもほぼ横ばいに推移していますが、気候変動による大雨や短時間強雨の発生日数が全国的に増加しています。

### 【施策の展開】

施策の方向性	施策
1. 雨水の河川への流出対策を推進します	調整池やため池の維持管理に努めます
	雨水の中水利用に努めます
2. 雨水の利活用を推進します	非常時の代替水源にもなり得る雨水の活用方法を推進します
	雨水の利用方法に関する情報発信を推進します

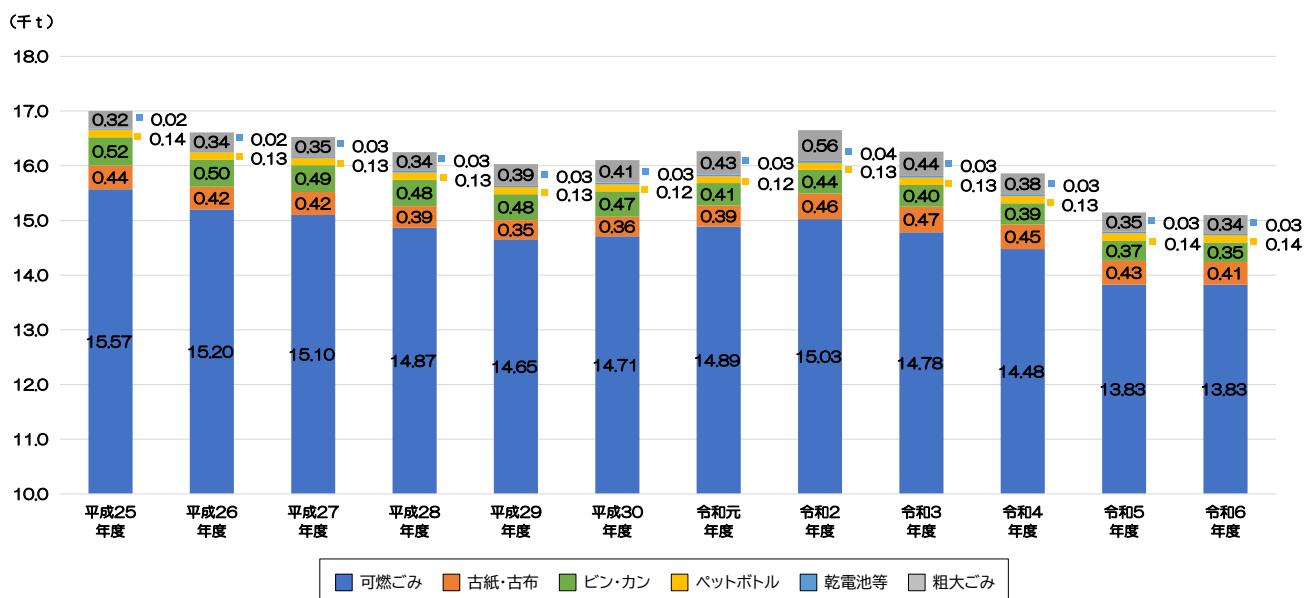
## 取組方針4：廃棄物に関する方策

### 【本市の現況と将来目標】

#### I) 本市のごみの排出量の推移

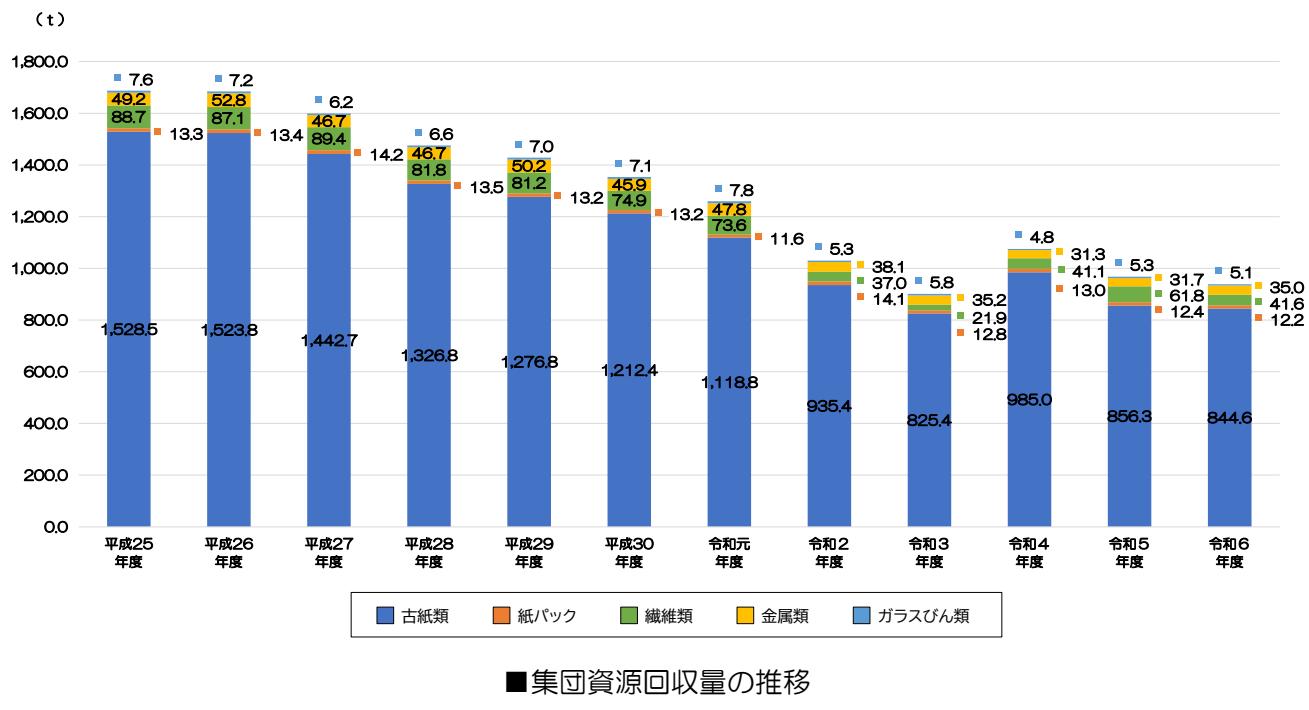
本市のごみの排出量は、2019（令和元）年度及び2020（令和2）年度において、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置による在宅時間の増加に起因すると考えられる排出量の増加が見られたことを除いて、おおむね減少傾向にあります。集団資源回収量は、少子高齢化やインターネット等の普及により新聞や雑誌の購買世帯が減少したこと等から、2021（令和3）年度まで毎年減少していましたが、2022（令和4）年度に一度は増加に転じたものの、2023（令和5）年度からは再び減少しています。

また、本市の行政収集されたごみのほぼ全量が資源化処理され、リサイクル率はほぼ100%で推移していますが、可燃ごみに混じった資源化処理不適合物及びビン・カンに混じった処理不適合物により、毎年0.3%程度が埋立処分されています。

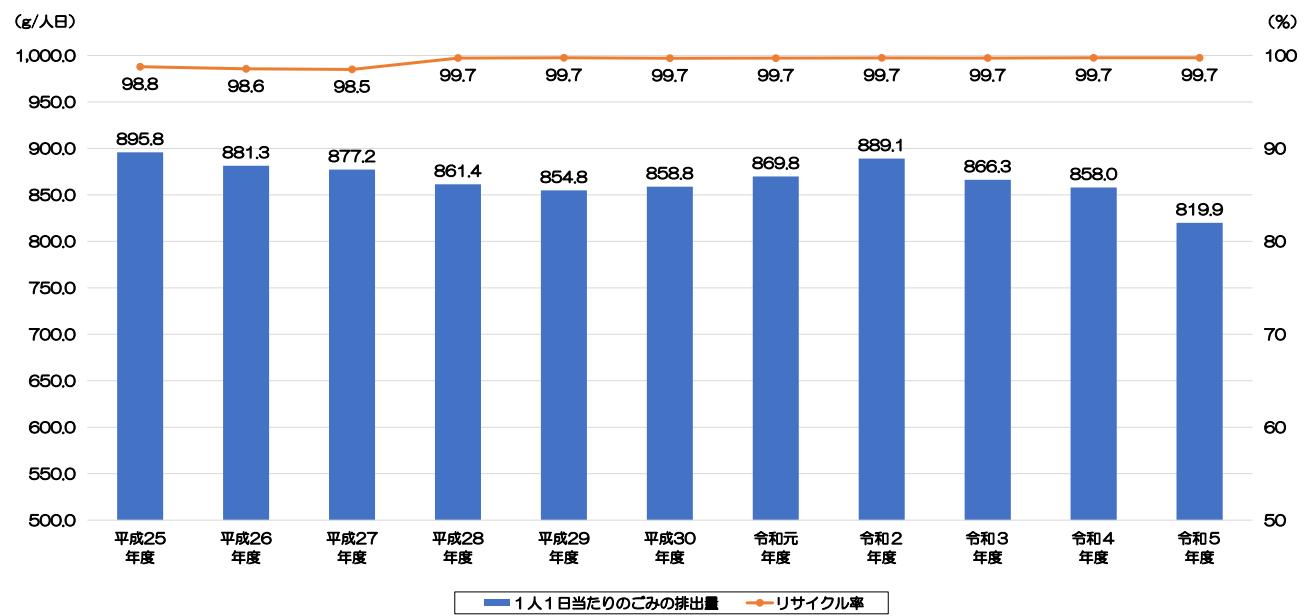


■ごみの排出量の推移（集団資源回収量は含まない）

出典：「統計ひだか」（日高市）



出典：「日高市ホームページ」（日高市）



出典：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

## II) 数値目標の達成状況と後期目標の設定

地球環境分野における前期目標は、2024（令和6）年度現在両指標とも達成しています。

後期目標では、ごみ総排出量の更なる削減と、ごみリサイクル率を高い水準で維持していくことを掲げ、両指標とも継続して取組を推進します。

指標名	令和元年度 の実績	令和7年度目標 (前期目標)	令和6年度現在 の実績	令和12年度目標 (後期目標)
ごみ総排出量（t）	17,642	16,211	16,163	14,630
ごみリサイクル率（%）	99.7	99.8	99.8	99.8

### 【 施策の展開 】

施策の方向性	施策
1. ごみの排出量の削減を推進します（Reduce）	使い捨ての商品の利用を控えます
	生ごみの減量化を推進します
2. 不用品の再使用を推進します（Reuse）	不用品を廃棄する前に次の使い手の可能性を検討します
3. ごみの再資源化を推進します（Recycle）	集団資源回収を促進します
	小型家電のリサイクルを促進します
4. バイオプラスチック*等の再生材の利用を推進します（Renewable）	再生材ではないプラスチック製品の利用を抑制します
	廃食用油の再資源化を推進します

## 基本目標2. 【自然環境】

### 豊かなみどりときれいな水で心やすまるまちづくり

#### ◆求められていること◆

生物多様性保全のため、本市の有する里山環境を維持管理するとともに、河川の水質を良好に保ち、生き物の生息環境を保全することが求められています。

そのため、自然環境の適切な管理と創出、活用を図り、あわせて特定外来生物の防除や有害鳥獣\*への対策も行う必要があります。

該当するSDGs





## 【本市の現況と将来目標】

### I) 本市の自然環境の状況

#### ◆ 動植物 ◆

植林地は主にスギ、ヒノキなどの針葉樹が植林され、丘陵地にはコナラ、クヌギ、イヌシデ、ヤマザクラ、ケヤキなどで構成された雑木林が点在しています。また台地部においては畠地、果樹園のほか、屋敷林も見られます。

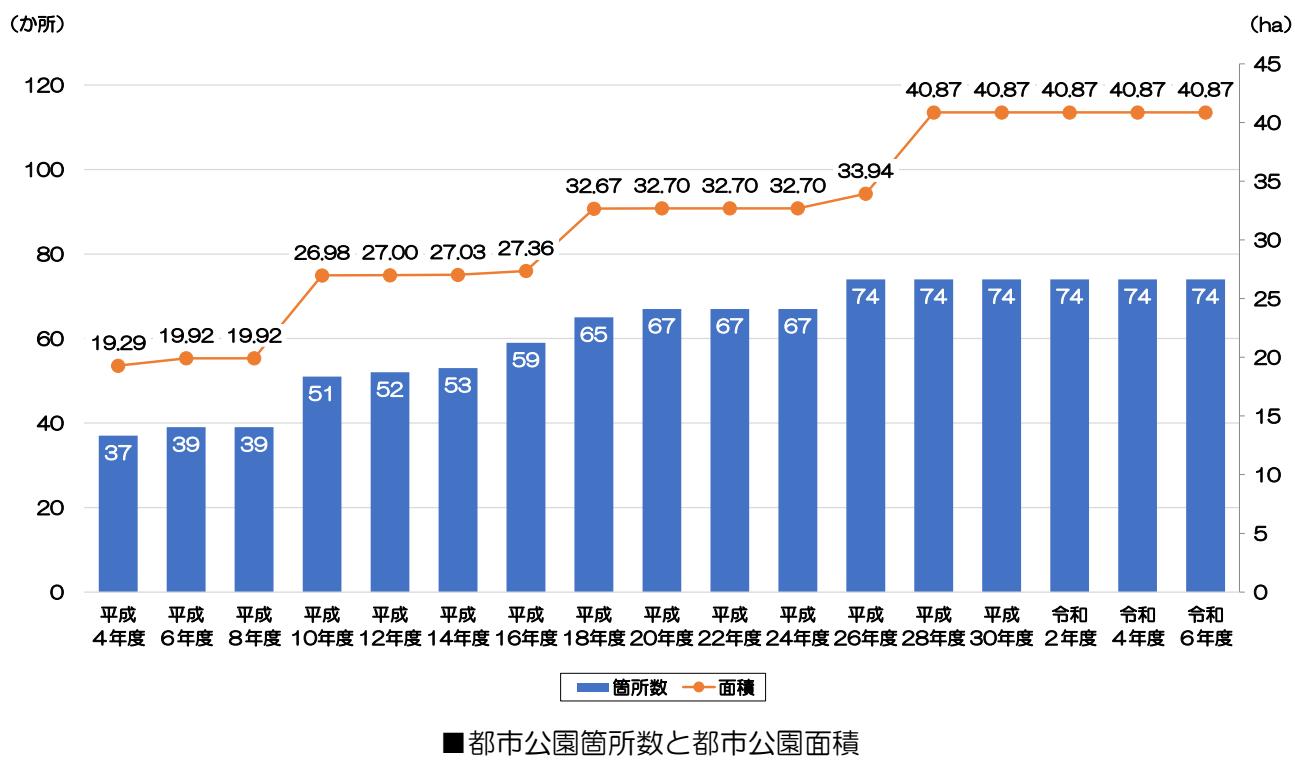
本市を代表する観光地でもある日和田山や巾着田などは豊かな生態系を有しており、四季を通して様々な野鳥・昆虫・野草などが観察できます。

また、本市を流れる高麗川には多くの魚類や底生生物\*が生息しています。

## ◆ 公園 ◆

市西部の山麓・丘陵地及び低地部は県立奥武蔵自然公園に指定され、自然環境・景観が保護されるとともに、自然とのふれあいやレクリエーションの場として親しまれています。

また、市内の都市公園は 2024（令和6）年度現在で 74 か所、40.87ha となっています。



■ 都市公園箇所数と都市公園面積

出典：「統計ひだか」（日高市）

## ◆ ふるさとの森 ◆

日高市環境保全条例に基づき、1998（平成 10）年 10 月に指定された「日高市ふるさとの森第1号地」に続き、2021（令和3）年 10 月に高指山無線中継所跡地を含む周辺の土地を「日高市ふるさとの森第2号地」として指定し、ボランティア団体との協働による維持管理のほか、自然体験等の場として活用しています。

## ◆ 野生動物保護区 ◆

市の鳥であるカワセミを保護するため、巾着田周辺の高麗川の河川区域を保護区として指定しています。

## Ⅱ) 数値目標の達成状況と後期目標の設定

自然環境分野における前期目標は、2024（令和6）年度現在、全指標が達成できていませんが、ふるさとの森指定面積については2019(令和元)年度から2.0ha増加（達成率87.0%）しており、今後も継続した取組により更なる拡大を目指していきます。都市公園面積についても、2019（令和元）年度から2.1ha増加（達成率93.8%）と順調に取り組んでいますが、前掲「第2章 3. 人口・世帯」で示したとおり本市の人口は今後も減少が見込まれていることから、都市公園の利用需要や整備余地が限定的となることが推測されるため、面積拡大を目的とした本指標から「市民1人当たりの公園面積」へと変更し、災害時における避難地等の役割も担う公園の1人当たりの空間の確保に努めています。また、高齢化による農業従事者の減少や農業後継者の不在等により遊休農地<sup>\*</sup>面積が拡大しており、農業後継者対策事業の拡充が必要です。

指標名	令和元年度 の実績	令和7年度目標 (前期目標)	令和6年度現在 の実績	令和12年度目標 (後期目標)
ふるさとの森指定面積 (ha)	23.2	25.5	25.2	28.2
都市公園面積 (ha)	40.87	43.11	42.97	見直し
市民1人当たりの公園 面積 (m <sup>2</sup> )	—	—	7.64	8.00
遊休農地面積 (ha)	60	40	73	54

## 取組方針1：みどりの保全と創出

### 【 施策の展開 】

施策の方向性	施策
1. 山林の保全に努めます	ふるさとの森の適切な維持管理に努めます 森林機能の保全のため、間伐や森林経営管理などの手法による森林整備を推進します
2. 都市緑化など、みどりの創出を図ります	生態系ネットワークに配慮します 公共施設などのみどりを適正に管理し、保全に努めます
3. 農地の保全と活用を推進します	遊休農地の利用集積に努めます 農業後継者の育成を図ります 市民農園の利用を促進します

## 取組方針2：水辺環境の保全

### 【 施策の展開 】

施策の方向性	施策
1. 河川等の水質保全を図ります	水質汚濁の状況把握と防止に努めます 地域との連携・協働により、身近な水辺環境の保全に努めます
2. 生き物の生息場所としての水辺環境の維持に努めます	河川改修の際は、国や県と連携し、河川生態系の維持に配慮します

## 取組方針3：生物多様性の保全

### 【施策の展開】

施策の方向性	施策
1. 多様な生態系を保全します	本市の里山的環境を指標する農地生態系及び森林生態系の保全に努めます
	生態系ネットワークに配慮した動植物の生息・生育環境の保全に努めます
2. 外来生物の防除を推進します	特定外来生物についての情報周知に努め、駆除を継続します
	外来生物についての適切な情報の周知に努めます
	ペットの適切な飼育、産業動物*の適切な飼養を図ります
3. 有害鳥獣の対策を推進します	関係機関等と連携し、有害鳥獣による生活環境や農作物への被害防止対策を進めます

コラム

### 外来生物とは

外来生物とは、人為的な導入によりその自然分布域の外に生育又は生息する生物を指します。そのうち、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼす恐れがあるものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」（平成26年法律第78号）によって規定された外来生物を特定外来生物といいます。

#### 外来生物の例



グッピー



セイタカアワダチソウ

#### 特定外来生物の例



アライグマ



オオキンケイギク

### 基本目標3. 【生活環境】

#### 快適に暮らせる、これからも住み続けたいと思えるまちづくり

##### ◆求められていること◆

本市で生活する人々が快適に過ごすことができ、これからも住み続けたいと思えるまちにするためには、典型7公害への対策や景観の保全、環境美化によるきれいなまちづくりを行うことが求められています。

該当する SDGs
 3 すべての人に 健康と福祉を
 11 住み続けられる まちづくりを

### 【本市の現況と将来目標】

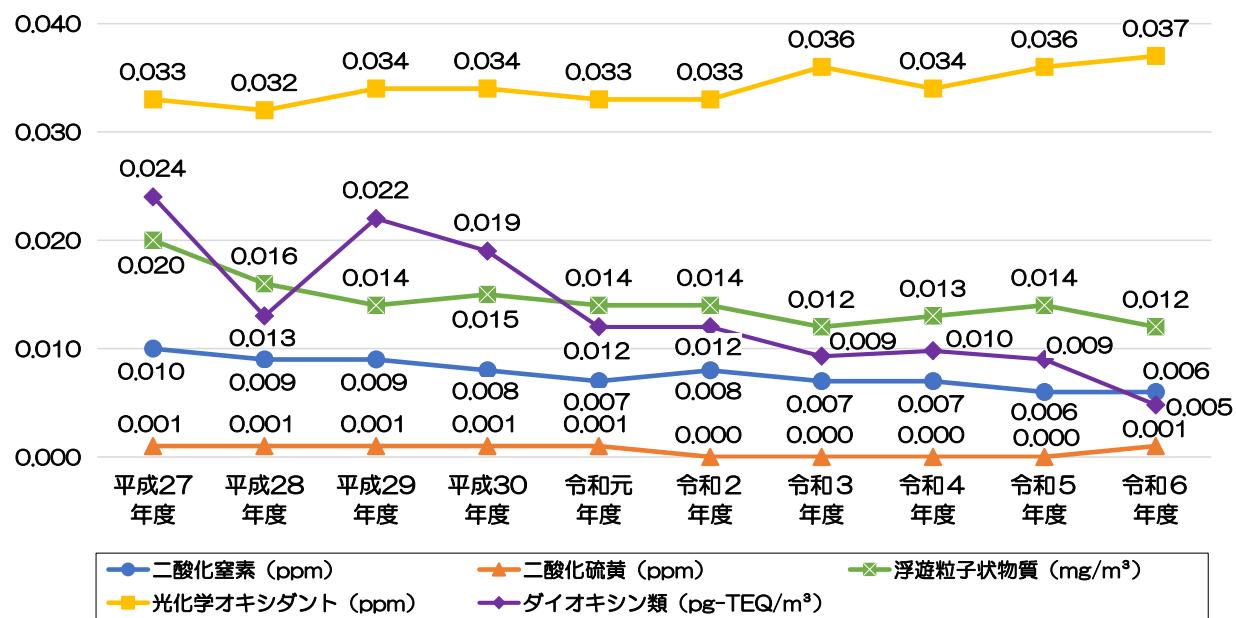
#### I) 本市の公害に関する状況

##### ◆ 大気質 ◆

本市には高麗川南公民館に常時監視局が置かれ、県による大気汚染物質の測定が行われています。それぞれの項目の年平均値では環境基準値を達成しており、大気質はおおむね良好な状況で推移しています。

なお、光化学オキシダント\*は全国的な増加傾向が認められています。この背景には、温暖化に伴う気温上昇に加え、アジア大陸由来の越境汚染が寄与している可能性が高いとされています。

(濃度) ※測定項目の単位は、各凡例に記載しています。



### ■大気に関する項目の測定結果

出典：「埼玉県の大気状況」(埼玉県)

「ダイオキシン類大気常時監視結果について」(埼玉県)

(環境基準)

項目	環境基準
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
浮遊粒子状物質*	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。
二酸化窒素*	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること。
二酸化硫黄*	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
ダイオキシン類*	1年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。

出典：光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄→昭和48年5月8日 環境庁告示第25号  
(改正 平成8環告73)

二酸化窒素→昭和53年7月11日 環境庁告示第38号

(改正 平成8環告74)

ダイオキシン類→平成11年12月27日 環境庁告示第68号  
(改正 令和4環告89)

◆ 水質 ◆

本市を流れる1級河川である高麗川及び小畔川とそれらの支流、計10地点において、3年に1回、増水期（夏期）及び渴水期（冬期）に水質調査を行っています（2018（平成30）年度までは毎年行っていました。）。

BOD（生物化学的酸素要求量）\*の2024（令和6）年度の測定結果を見ると、南小畔川の神流橋上流の地点でのみ環境基準を超過する測定日がありました。これは上流部にある市街地や事業場からの流入水による影響と考えられます。

河川名	調査地点	河川類型	環境基準	調査時期	実績値			
					平成29年度	平成30年度	令和3年度	令和6年度
高麗川	諏訪橋上流	A	2.0mg/L 以下	増水期	0.5未満	0.5未満	0.9	0.7
	平谷川合流点下流	A		渴水期	0.5未満	1.3	1.3	0.5未満
	高麗川橋下流	A		増水期	0.5	0.7	0.8	0.5未満
	宿谷川	鳥ヶ谷戸橋下流		渴水期	0.5	1.4	1.1	0.5未満
		(A)		増水期	0.5	0.5	1.9	0.9
				渴水期	0.5未満	0.8	1.2	0.6
小畔川	小畔川橋上流	B	3.0mg/L 以下	増水期	0.5未満	0.5	1.0	0.6
	境橋上流	B		渴水期	0.5未満	0.9	1.6	0.7
	中田橋下流	B		増水期	8.2	0.7	0.7	0.5
	下小畔川	上ノ条公会堂 下流100m		渴水期	4.8	9.6	2.3	0.7
	第二小畔川	落合橋上流		増水期	1.2	0.7	2.2	0.8
	南小畔川	神流橋上流		渴水期	1.4	7.2	2.2	1.5
		(B)		増水期	0.5	0.8	1.1	0.8
		(B)		渴水期	1.5	2.5	1.9	2.7
		(B)		増水期	1.4	0.6	1.3	1.1
				渴水期	0.6	1.4	2.2	1.3
				増水期	0.7	0.8	1.4	1.0
				渴水期	1.9	0.9	3.6	3.9

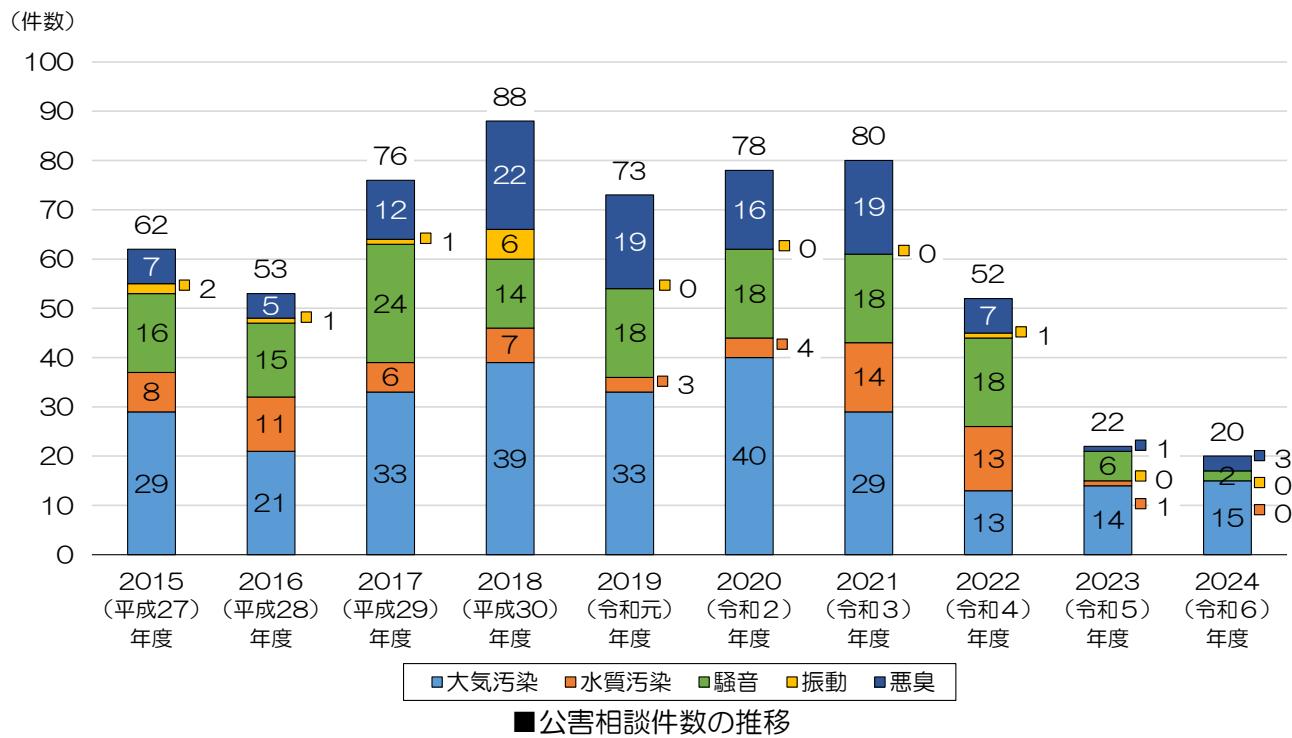
\* BODは高麗川で「A類型」、小畔川で「B類型」に指定されています。また、その他の河川では環境基準が適用されませんが、参考として流入先の河川類型に準じてカッコ“（）”書きで表記しました。

出典：日高市ホームページより作成

## ◆ 公害相談件数 ◆

本市の公害相談件数は、前期計画スタート時の2021（令和3）年度から減少傾向にあります。

2024（令和6）年度における本市の公害相談件数20件のうち、半数以上となる15件が大気汚染に関する相談となっています。



出典：「日高の環境」（日高市）

## II) 数値目標の達成状況と後期目標の設定

生活環境分野における前期目標は、2024（令和6）年度現在、両指標とも達成できていませんが、おおむね順調な進捗状況であるため、今後も継続した取組が求められます。

また、浄化槽は、浄化槽法第11条により年1回の定期水質検査が義務付けられていますが、受検率は著しく低い現状にあります。本計画では、「浄化槽の法定検査受検率」を新たな指標として設定し、水質汚染や悪臭問題の未然の防止に努めます。

指標名	令和元年度 の実績	令和7年度目標 (前期目標)	令和6年度現在 の実績	令和12年度目標 (後期目標)
合併処理浄化槽の設置割合 (%)	72.6	75.0	74.9	85.0
浄化槽の法定検査※受検率 (%)	—	—	18.8	33.7
公共下水道(汚水)の整備率 (%)	67.9	88.1	79.4	84.0

※ 浄化槽法第11条による水質に関する定期検査を指します。

## 取組方針1：健康・安全の確保（典型7公害、生活公害など）

### 【 施策の展開 】

施策の方向性	施策
1. 公害の未然防止に努めます	公害発生源の監視と規制により、健康的な生活環境の維持・向上に努めます
	生活排水による河川等の水質汚濁の防止に努めます
	河川等水質の保全のため、下水道事業を推進します
2. 公害相談への対応を適切に行います	不法な野外焼却の防止に努めます
	有害化学物質に関する情報の提供に努めます



■環境調査（自動車騒音常時監視）の様子

## 取組方針2：快適な生活環境の確保（景観、ポイ捨てなど）

### 【施策の展開】

施策の方向性	施策
1. 景観の保全に努めます	地域特性を生かした景観形成を図ります
	自然景観の保全に取り組みます
2. 空き家等の発生予防のほか、利活用や適正管理を促進します	空き家リスクの高い住宅の把握に努め、所有者へ早期対応を促します
	空き家・空き地の利活用を推進します
3. ポイ捨てや不法投棄防止策を講じます	不法投棄防止パトロールを継続するとともに、投棄物の早期撤去に努めます
	ペットのふん対策などのマナーの啓発に努めます
4. 環境美化に関する運動を推進します	「ごみゼロの日・クリーン日高市民運動」を推進します



■立哨指導の様子



■ごみゼロの日・クリーン日高市運動の様子

## 基本目標4.【教育・協働】

### 環境教育、環境保全活動が充実したまちづくり

#### ◆求められていること◆

環境への関心を持ち、一人一人が環境課題の解消に向けて取り組んでいくことが重要です。

そのために、環境情報を共有し、次世代を担う子どもたちへの環境教育の充実が求められています。

該当する SDGs



## 【本市の現況と将来目標】

### I) 本市の環境に関するイベントや情報公開の状況

#### ◆ 環境に関する活動の状況 ◆

2020（令和2）年度における環境に関するボランティア活動及び啓発運動は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により活動を自粛したため実績がありません。2021（令和3）年度以降は、開催回数を年々増やし参加者数も増加傾向となっています。

項目名	実績値				
	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
環境に関するボランティア参加者数（延べ人数） [環境に関するボランティア活動開催回数（回）]	—	13 [1]	31 [2]	76 [4]	73 [5]
(地球環境に関する) 啓発運動実施数（回）	—	10	20	17	23

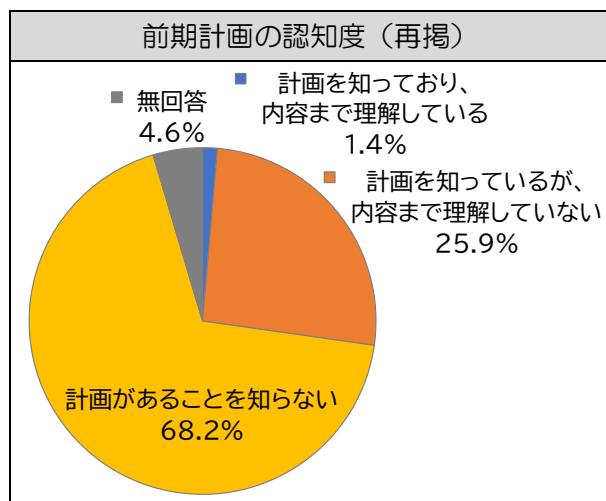


■地球温暖化対策フェアの様子

## ◆ 前期計画の認知度 ◆

市民アンケートの結果から、前期計画を認知していない人が約7割を占める結果となっています。

### ●市民アンケート

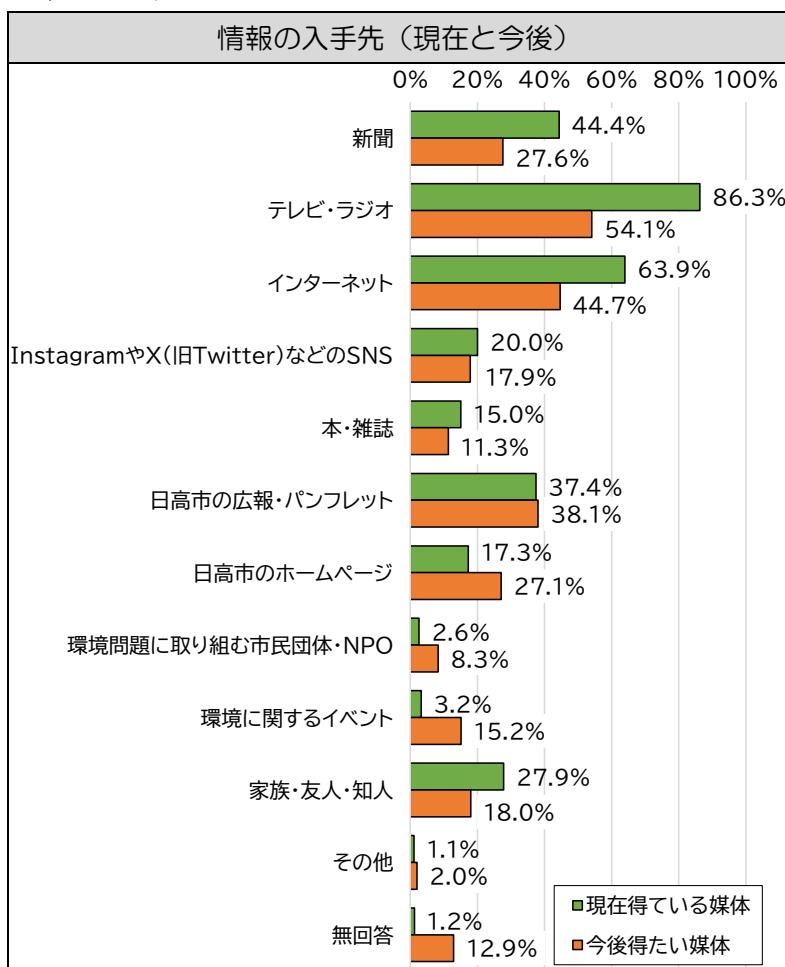


## ◆ 環境に関する情報の入手先 ◆

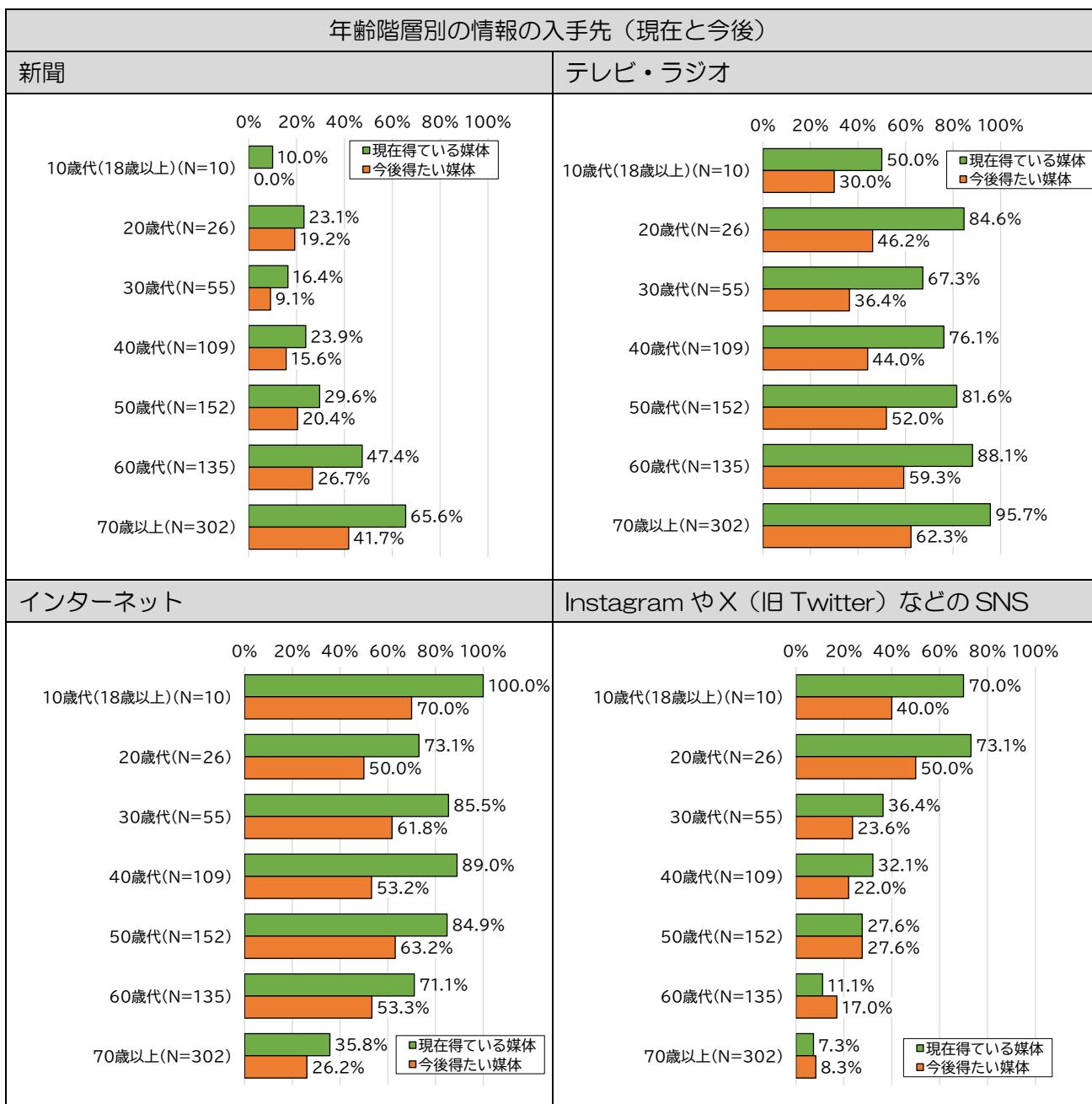
市民アンケートの結果から、現在の情報の入手先として「新聞」「テレビ・ラジオ」「インターネット」が高い割合を占めており、これらは今後の情報源としての割合は減少が見込まれるもの、全媒体の中では依然として高い割合を占めています。

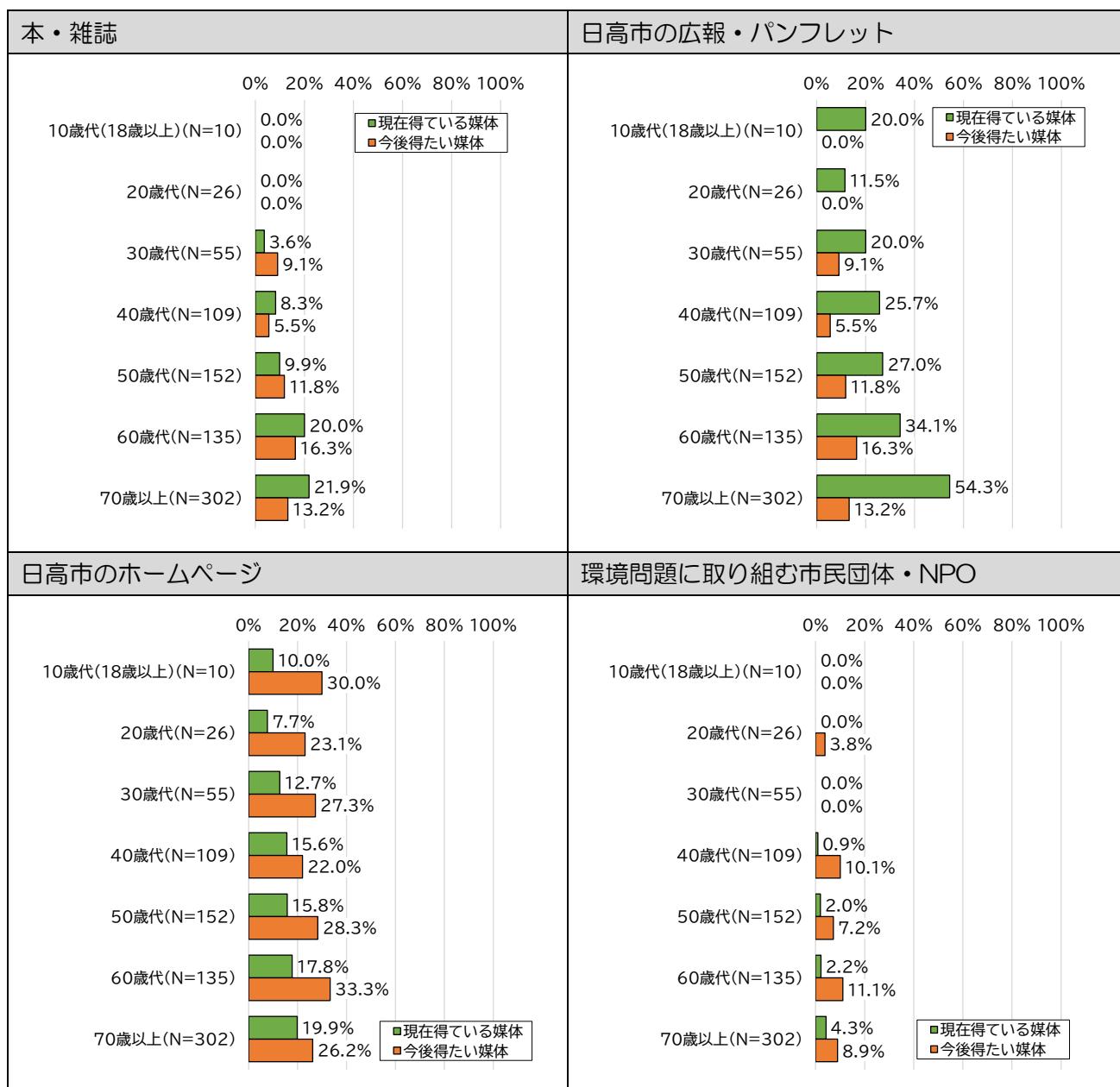
年齢階層別に見ると、「新聞」「本・雑誌」「日高市の広報・パンフレット」では、年代層が上がるほど「現在得ている媒体」と「今後得たい媒体」ともに割合が増加している一方で、「インターネット」「Instagram や X(旧 Twitter)などの SNS」では、年代層が下がるほど割合が増加しています。

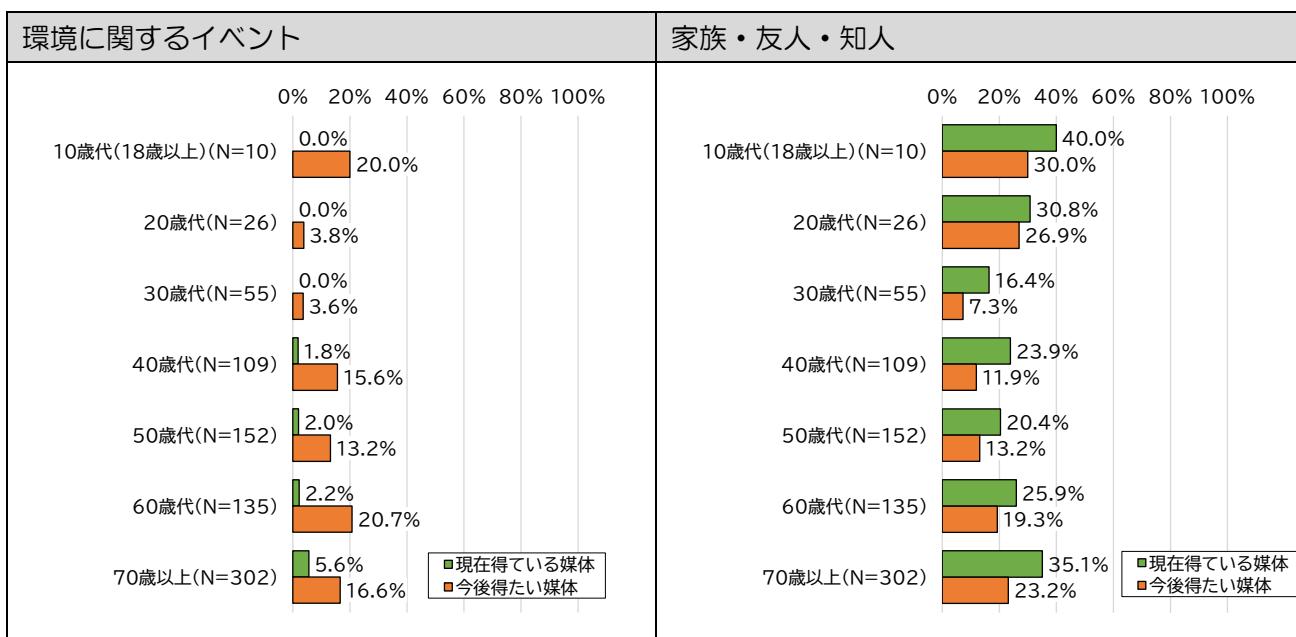
### ●市民アンケート



●市民アンケート







## II) 数値目標の達成状況と後期目標の設定

教育・協働分野における前期目標は、2024（令和6）年度現在、「エコアクション21\*認証登録件数」のみ未達成となっています。本市の産業構造は、中小規模の製造業やサービス業等が中心であることから、環境経営の導入が利益に直結しにくく制度が浸透しなかったと推察されるため廃止します。また、「日高市の環境に関するホームページアクセス数」についても、その実績が環境目標の達成に直結するものではないため廃止します。

また、市民の環境意識の醸成状況や本市の広報活動による取組の浸透度合い等を把握するため「環境に対する啓発運動実施数」を見直し、「環境学習・イベントの参加者数」を新たな指標として設定します。

指標名	令和元年度の実績	令和7年度目標（前期目標）	令和6年度現在の実績	令和12年度目標（後期目標）
エコアクション21認証登録件数（件）	1	5	1	廃止
環境に対する啓発運動実施数（回）	6	10	23	見直し
環境学習・イベントの参加者数（人）	—	—	507	510
日高市の環境に関するホームページアクセス数（件）	90,575	95,000	135,238	廃止

## 取組方針1：学びの場の創出

### 【 施策の展開 】

施策の方向性	施策
	日和田山や高麗川など、本市の自然環境を活用した環境教育の充実を図ります
1. 環境教育・環境学習を推進します	小・中学校及び義務教育学校における環境教育を推進します
	市内の教育機関や県と連携した環境学習を検討します

## 取組方針2：協働の充実

### 【 施策の展開 】

施策の方向性	施策
1. 環境に関する情報の周知を図ります	インターネットやSNSを活用した情報の周知に努めます
	地域や事業者との情報共有を図ります
2. 環境に関する保全活動を推進します	環境に関する保全活動の充実を図ります
	環境に関する保全活動への参加を促進します
3. 地域コミュニティの活性化を図ります	環境保全活動に取り組む市民、民間団体、事業者等のネットワーク構築を図ります

★ 本計画の数値目標のまとめ ★

指標名	単位	2013 (平成 25) 年度実績	2022 (令和 4) 年度実績	2030 (令和 12) 年度目標	2050 (令和 32) 年度目標
市内における 温室効果ガス 排出量	千 t-CO <sub>2</sub>	1,074.1	959.1	580.0	実質ゼロ
	備考	基準年度	策定時の 直近データ	基準年度比 46.0%削減	カーボン ニュートラル

指標名	単位	2024 (令和 6) 年度実績	2030 (令和 12) 年度目標
ごみ総排出量	t	16,163	14,630
ごみリサイクル率	%	99.8	99.8
ふるさとの森指定面積	ha	25.2	28.2
市民 1 人当たりの公園面積	m <sup>2</sup>	7.64	8.00
遊休農地面積	ha	73	54
狂犬病予防注射接種率	%	75.7	85.0
合併処理浄化槽の設置割合	%	74.9	85.0
浄化槽の法定検査受検率（11 条）	%	18.8	33.7
公共下水道（汚水）の整備率	%	79.4	84.0
環境学習・イベントの参加者数	人	507	510

## 第7章 環境配慮指針

### ◆ 環境配慮指針とは ◆



私たちの日常生活や事業活動から生じる環境負荷を減らし、本市の目指すべき環境像を実現するために、市・市民・事業者の各主体が、それぞれの役割を認識し、一人一人が環境に配慮した行動に主体的、積極的に取り組むことが大切です。環境配慮指針とは、主体ごとに環境に配慮した具体的な取組を示したガイドラインです。

この指針は、前掲「第5章 3. 施策の体系」に示す取組方針に対応しています。市・市民・事業者のそれぞれの立場ごとに、着実に取り組む基本的な行動や取組を指針として示しています。実践行動を通じて、より高い意識を持つとともに、実践の輪が広がることが望まれます。



### 【 市が取り組むこと 】

まちづくりを始めとした市が担う役割や、ほかの主体への啓発活動等の取組です。各種環境法令による規制や指導のために行う行動も該当します。



### 【 市民みんなで取り組むこと 】

本市で活動する誰もが取り組む行動であり、市や事業者も含む三者それが、日常的に取り組むことが望まれる最も基本的な行動です。



### 【 事業者が取り組むこと 】

事業者が事業活動を行う上で、配慮すべき行動です。法令により規制される事項や、地域社会を支えるための行動が含まれます。なお、市も事業者としての側面を持つことから、事業者の一部に含まれます。

## 基本目標1.【地球環境】

温暖化対策と資源循環に取り組み、地球にやさしいまちづくり

### 取組方針1：日高市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）



#### 【市が取り組むこと】

- 日高市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を推進し、公共施設からの温室効果ガス排出削減に努めます
- 市職員による利用しかなく、照明を常時点灯する必要のない施設（場所）では利用後の消灯を徹底します
- 自然光が得られる場所では、照明の使用時間の短縮に努めます
- クールビズ\*・ウォームビズ\*を徹底し、空調の使用時間の短縮に努めます
- 近場への移動は歩行や自転車とし、遠方への移動は電車やバス等の公共交通機関の利用を推進します
- 自動車を利用する場合は、エコドライブ\*に努めます
- 農作物の地産地消を推進します
- トイレや廊下など照明を常時点灯する必要のない場所では、人感センサーの導入を検討し、必要に応じて実施します
- 市有施設や道路における照明をLED等の高効率照明へ転換します
- 市有施設における空調を高効率型システムへの転換を推進します
- 機器の新設・転換時にトップランナー制度\*を参考に省エネルギー性能の向上を図ります
- 家庭における省エネルギー・システムの導入を支援します
- エネルギーマネジメントシステム（EMS：Energy Management System）\*の導入によるエネルギー使用量の可視化を検討し、必要に応じて実施します
- 自動車の入替え時には、可能な限り次世代自動車を導入します
- 市民及び事業者へ、高効率型の照明や空調等の導入について、普及啓発します
- 公共施設の高断熱化・高気密化の改修に努めます
- 再生可能エネルギー由来の電力を供給する電力会社との契約を検討し、可能な限り実施します
- 公共施設の屋上に太陽光発電設備や太陽熱利用設備の導入を検討し、可能な限り実施します
- 駐車場の上部空間にソーラーカーポート\*の導入を検討し、可能な限り実施します
- 市内の森林や緑地の適切な保全・管理に努めます
- 森林整備や都市緑化等のボランティア活動の情報を共有します



## 【市民みんなで取り組むこと】

- 使用しない電気製品はコンセントから抜き、待機電力を削減しましょう
- クールビズ・ウォームビズを徹底し、空調の使用時間の短縮に努めましょう
- 電気・照明等はこまめに消しましょう
- 節水に努めましょう
- 近場への移動は歩くや自転車とし、遠方への移動は電車やバス等の公共交通機関を積極的に利用しましょう
- 自動車を利用する場合は、エコドライブに努めましょう
- カーシェアやシェアサイクル等のモビリティシェアリングサービスを活用しましょう
- 地元直売所やスーパーの地場産コーナーを利用しましょう
- 機器の新設・転換時にトップランナー制度を参考に省エネルギー性能の向上を図りましょう
- 自宅の照明をLED等の高効率照明へ転換しましょう
- 自宅の給湯器を高効率型の給湯器へ転換しましょう
- 自宅への宅配ボックスの設置や置き配の利用、受取場所の変更などにより、宅配物の再配達防止に努めましょう
- 自動車の購入時には次世代自動車の導入を検討しましょう
- 住宅の高断熱化・高気密化の改修に努めましょう
- HEMS (Home Energy Management System)などを活用し、エネルギー使用量の把握に努めましょう
- 再生可能エネルギー由来の電力を供給する電力会社と契約しましょう
- 自宅に太陽光発電設備や太陽熱利用設備を導入しましょう
- 森林整備や都市緑化等のボランティア活動に積極的に参加しましょう



## 【事業者が取り組むこと】

- 使用しない電気製品はコンセントから抜き、待機電力を削減しましょう
- クールビズ・ウォームビズを徹底し、空調の使用時間の短縮に努めましょう
- 電気・照明等はこまめに消しましょう
- 節水に努めましょう
- 歩くや自転車、またはバスや電車等の公共交通機関を積極的に利用しましょう
- 自動車を利用する場合は、エコドライブに努めましょう
- カーシェアやシェアサイクル等のモビリティシェアリングサービスを活用しましょう
- 機器の新設・転換時にトップランナー制度を参考に省エネルギー性能の向上を図りましょう

- オフィスの照明や給湯器、空調システム等を高効率システムへ転換しましょう
- 自動車の購入時には次世代自動車の導入を検討しましょう
- オフィスや工場の高断熱化・高気密化の改修に努めましょう
- オフィスや工場へのEMSの導入を検討し、エネルギー使用量の把握に努めましょう
- 再生可能エネルギー由来の電力を供給する電力会社と契約しましょう
- オフィスや工場に太陽光発電設備や太陽熱利用設備を導入しましょう
- 森林整備や都市緑化等のボランティア活動に積極的に参加しましょう

## 取組方針2：日高市気候変動適応計画



### 【市が取り組むこと】

- 気象災害によるリスク情報を発信し、防災啓発を図ります
- ハザードマップを周知し、利活用を促進します
- 既存の森林等の適切な保全・管理による治水・暴風対策を実施します
- 国や県と連携し、気象災害被害へ対応します
- 国や県と連携し、農業分野における高温障害を軽減する農作物栽培技術の情報を提供します
- 暑さ指数（WBGT）や熱中症警戒アラートを活用し、熱中症の予防行動を促進します
- 「まちのクールオアシスひだか」等暑さをしのぎ涼むことができる場所の情報を提供します
- クーリングシェルター\*を指定し、市民が暑さをしのげる場所を提供します



### 【市民みんなで取り組むこと】

- 市が公表する各種ハザードマップを確認し、非常時に備えましょう
- 熱中症警戒アラートが発表される日の不要不急な外出を控え、エアコンを使用する等の熱中症の予防行動に努めましょう
- 高齢者や子ども等、熱中症のリスクが高い身近な人への声かけをしましょう
- 「まちのクールオアシス\*」や「まちのクールナビスポット\*」、「クーリングシェルター」等の情報を確認し、外出時の涼み場所として活用しましょう



### 【事業者が取り組むこと】

- 市が公表する各種ハザードマップを確認し、非常時に備えましょう
- 安定的に供給できる農作物の研究開発の取組に協力しましょう
- 異常気象や災害に備え、従業員の安全が確保された環境を整備しましょう
- 労働安全規則を遵守し、熱中症対策を徹底しましょう

## コラム

## クーリングシェルターとは

気候変動適応法第21条に基づき、市町村は、暑さをしのげる場所として、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）を指定することができることとなりました。環境省から熱中症特別警戒アラートが発表された際に、住民等に開放される冷房設備を備えた施設です。

本市では、以下の21施設をクーリングシェルターとして指定しています。

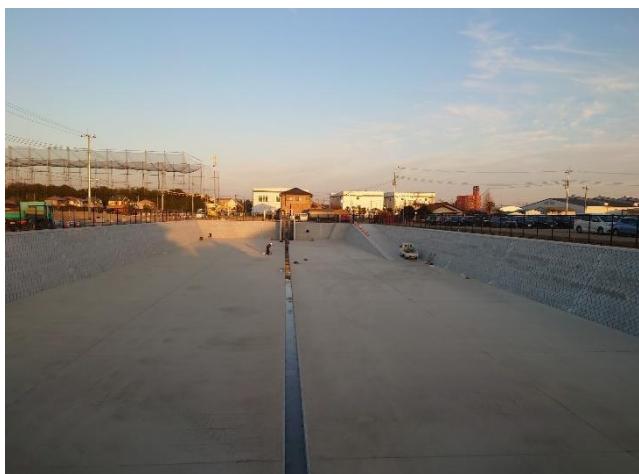
施設名	所在地	開放日	開放時間
市役所本庁舎	南平沢 1020	月～金曜日（祝日を除く）	8:30～17:15
総合福祉センター 「高麗の郷」	榆木 201	日～土曜日 (第1・第3土曜日を除く)	9:00～19:00
生涯学習センター	鹿山 370-20	日～土曜日	9:00～17:00
高麗川公民館	南平沢 1098-2	火～土曜日（祝日を除く）	9:00～17:00
高萩公民館	高萩 802-3	月～土曜日（祝日を除く）	9:00～17:00
高麗公民館	栗坪 92-2	月～土曜日（祝日を除く）	9:00～17:00
高麗川南公民館	中鹿山 81-1	月～土曜日（祝日を除く）	9:00～17:00
高萩北公民館	旭ヶ丘 997	火～土曜日（祝日を除く）	9:00～17:00
武蔵台公民館	武蔵台 5-1-2	月～土曜日（祝日を除く）	9:00～17:00
ウエルシア日高高萩店 「ウエルカフェ」	武蔵高萩 3-13-1	日～土曜日	9:00～18:00
ウエルシア日高高萩店 調剤薬局待合室		月～土曜日（祝日を除く）	9:00～14:00 15:00～19:00
ウエルシア日高高麗川店 調剤薬局待合室	高麗川 3-12-15	月～土曜日（祝日を除く）	9:00～13:30 14:30～19:00
ドラッグセイムス 日高高萩店	高萩 2306-3	日～土曜日	8:30～21:45
ドラッグセイムス 日高原宿店	原宿 210-6	日～土曜日	8:30～21:45
日高郵便局	鹿山 276-1	月～金曜日（祝日を除く）	9:00～16:00
高麗郵便局	梅原 49-2	月～金曜日（祝日を除く）	9:00～12:00 13:00～16:00
高麗川郵便局	高麗川 2-13-18	月～金曜日（祝日を除く）	9:00～16:00
日高下鹿山郵便局	下鹿山 527-4	月～金曜日（祝日を除く）	9:00～16:00
日高市下高萩郵便局	高萩東 2-25-14	月～金曜日（祝日を除く）	9:00～12:30 13:30～16:00
日高高萩郵便局	高萩 691-8	月～金曜日（祝日を除く）	9:00～16:00
高麗武蔵台郵便局	武蔵台 1-26-7	月～金曜日（祝日を除く）	9:00～16:00

## 取組方針3：日高市雨水の利用の推進に関する計画



### 【市が取り組むこと】

- 調整池やため池の適切な維持管理により、雨水の流出を抑制します
- 雨水浸透施設や雨水貯留施設<sup>\*</sup>の整備を検討し、平常時のトイレ洗浄等の中水利用や災害時の水源の確保に努めます
- 市民や事業者へ雨水浸透施設や雨水貯留施設の設置を促進します
- 雨水の利用方法を周知します



■調整池（旭ヶ丘松の台）



■防災重点農業用ため池（仙女ヶ池）



### 【市民みんなで取り組むこと】

- 雨水タンクを設置し、庭木への散水やトイレの洗浄等、雨水の中水利用に努めましょう



### 【事業者が取り組むこと】

- 雨水利用設備<sup>\*</sup>の導入を検討しましょう
- 事業所の敷地内や周辺での打ち水などには雨水を利用しましょう

## 取組方針4：廃棄物に関する方策



### 【市が取り組むこと】

- 日高市一般廃棄物処理基本計画を推進します
- 「ごみの減量と分別ガイド」の周知に努めます
- フリーマーケットの開催情報の周知に努めます
- プラスチックごみの排出抑制（不法投棄されないまちづくり）に努めます
- 庁内でのグリーン購入を徹底します
- 集団資源回収を促進します
- 小型家電リサイクルを促進します
- 生ごみ減量化方法を周知し、啓発します
- 食品ロス\*削減に努め、事業者や市民の活動を支援します
- 家庭系剪定枝のチップ化を推進し、可燃ごみの減量化とリサイクル資源の有効活用に努めます
- 廃食用油の回収・再資源化を図ります



### 【市民みんなで取り組むこと】

- 市が公開する「ごみの減量と分別ガイド」に基づいたごみの減量と分別に努めましょう
- ワンウェイプラスチック\*等の使い捨て商品の使用を控え、マイバッグ、マイボトル等を活用しましょう
- 食品の在庫管理や食べきれる量の調理を心掛け、食品ロスをなくす工夫をしましょう
- 生ごみの水切りを徹底しましょう
- 庭木の枝葉や草などは堆肥化して土に還すか、可燃ごみに出す場合は乾燥させましょう
- 壊れてしまっても修理・修繕を試みて、1つのものを長く大切に使いましょう
- 食品トレー や牛乳パック等は、スーパーマーケットの店頭回収を活用しましょう
- 不要になってもまだ使えるものは、フリーマーケットやリサイクル品店などに出品し、再利用に努めましょう
- リサイクル可能な「古紙・古布」の分別を徹底しましょう



## 【事業者が取り組むこと】

- グリーン購入を徹底しましょう
- レジ袋の提供や過剰包装を抑制し、ごみの減量化に努めましょう
- 会議資料等の印刷を控え、ペーパーレス化に努めましょう
- やむを得ず印刷する場合は、再生紙の使用を徹底しましょう
- プラスチックを排出する製品の製造抑制を図りましょう
- 再資源化を促進する製品の開発や販売に努めましょう
- バイオプラスチック等の分解性プラスチックの使用やプラスチックの排出を抑制できる製品の開発に努めましょう

**基本目標2. 【自然環境】**  
**豊かなみどりときれいな水で心やすまるまちづくり**

**取組方針1：みどりの保全と創出**



**【市が取り組むこと】**

- ボランティア会員と協働による、ふるさとの森の維持管理を継続します
- 山林の適切な維持管理について支援します
- 公園や街路樹の整備、公共施設の緑化等に努め、生態系ネットワークに配慮したみどりを創出します
- 遊休農地解消に取り組みます
- 市民農園の利用を促進します



**【市民みんなで取り組むこと】**

- 自然を大切にする心を持ちましょう
- 身近にある自然に興味や関心を持ちましょう
- 山林、屋敷林等を適切に管理しましょう
- 生き物の生息場所となるみどりを大切にしましょう
- 自然観察会に参加し、自然について学びましょう
- 農業体験、自然環境体験に参加しましょう
- 適切な農業生産活動による農地の保全を進めましょう



**【事業者が取り組むこと】**

- 建設事業等に当たっては、生き物や生態系に配慮しましょう
- 生態系ネットワークに配慮し、事業所内の緑化の確保に努めましょう
- 自然を大切にする事業活動に努めましょう
- 開発行為を行う場合は自然環境への影響に配慮しましょう

## 取組方針2：水辺環境の保全



### 【市が取り組むこと】

- 河川の定期的な水質調査を継続し、実態把握に努めます
- 国や県と連携し、河川改修の際は生き物の生息場所が失われないように努めます
- 川の生き物の観察会を継続します
- 生態系ネットワークに配慮した、川沿いの緑化整備事業に努めます



### 【市民みんなで取り組むこと】

- 自然を大切にする心を持ちましょう（再掲）
- 身近な水辺環境に興味や関心を持ちましょう
- 生き物の生息場所となる河川などの水辺環境を大切にしましょう
- 自然観察会に参加し、自然について学びましょう（再掲）



### 【事業者が取り組むこと】

- 建設事業等に当たっては、生き物や生態系に配慮しましょう（再掲）
- 自然を大切にする事業活動に努めましょう（再掲）
- 開発行為を行う場合は自然環境への影響に配慮しましょう（再掲）



■川の自然観察会の様子

## 取組方針3：生物多様性の保全



### 【市が取り組むこと】

- ふるさとの森の自然共生サイトへの認定を目指します
- 自然観察会を開催し、地域の自然や生き物について学ぶ機会を創出します
- カワセミの保護区を、市民が自然とふれあう場としての機能と調整しながら、カワセミの生息地として適切な整備を実施します
- 外来生物の正しい知識を周知します
- 有害鳥獣の防除に努めます
- 環境保全に効果の高い営農活動を支援します



### 【市民みんなで取り組むこと】

- 自然を大切にする心を持ちましょう（再掲）
- 身近な動植物に興味や関心を持ちましょう
- 動植物の保全活動に参加しましょう
- 農薬や化学合成肥料ができるだけ減らした農業を進めましょう
- 野生動物に餌を与えないようにしましょう
- 野生動物による被害防止のための対策を講じましょう
- 生き物（ペット・外来種）を捨てることはやめましょう



### 【事業者が取り組むこと】

- 建設事業等に当たっては、生き物や生態系に配慮しましょう（再掲）
- 動植物の保全活動に参加、または協力・支援しましょう

### 基本目標3. 【生活環境】

快適に暮らせる、これからも住み続けたいと思えるまちづくり

#### 取組方針1：健康・安全の確保（典型7公害、生活公害など）



##### 【市が取り組むこと】

- 事業者に対し、法令に基づく規制・基準の遵守を指導し、公害の未然防止に努めます
- 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害に関する調査を継続します。
- 合併処理浄化槽の設置及び維持管理を促進します
- 環境情報（放射線\*・PM2.5\*等）を定期的にホームページで公表します



##### 【市民みんなで取り組むこと】

- 自動車の通行規制や速度規制を守りましょう
- 生ごみや食用油を排水口に流さない等、家庭から出る雑排水の処理に気を付けましょう
- 環境にやさしい生活用品（石けん・洗剤等）を使用しましょう
- 合併処理浄化槽の設置と維持管理を適正に行いましょう
- 公共下水道が整備されている地域では、速やかに接続しましょう
- 近隣への迷惑音等の発生防止に努めましょう
- 不法な野外焼却はやめましょう



##### 【事業者が取り組むこと】

- 大気汚染、水質汚濁等の公害に関する各種法令基準を遵守するとともに、自主的な公害低減に関する取組を実施しましょう
- 大気汚染、水質汚濁等の公害に関する自主的な管理体制や管理方法を定めましょう
- 近隣への騒音等に配慮しましょう
- 安全な食品、製品の販売に努めましょう
- 有害化学物質に関する情報公開に努め、リスクコミュニケーションを普及しましょう
- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）\*」（平成11年法律第86号）に基づき、有害化学物質の排出量や移動量を適切に管理しましょう

## 取組方針2：快適な生活環境の確保（景観、ポイ捨てなど）



### 【市が取り組むこと】

- 景観を阻害する屋外広告物に対して必要に応じて指導を行います
- 空き家等の発生予防に向けて、市民意識の醸成や所有者等の相談支援を行います
- 空き家・空き地バンクの利用促進及び民間の空き家等の利活用への支援を行います
- 管理不全な空き家等の除却に向けて、情報の把握、相談体制を整備し、法令に基づく対策の強化を図ります
- 空き地の適切な整備により、まちの景観の向上を図るとともに、ごみのポイ捨てをさせないまちづくりを促進します
- 「ごみゼロの日・クリーン日高市民運動」や「道路美化活動」等のまち美化のボランティア活動の開催情報を周知します



### 【市民みんなで取り組むこと】

- 公共の場への落書きや景観を損なうビラ・看板の設置等をしないようにしましょう
- 敷地内の緑化に努め、生垣の管理や草刈りなどを行いましょう
- 空き缶やたばこ等のポイ捨てをやめましょう
- ごみの持ち帰り運動や地域の清掃活動等に参加・協力しましょう
- ペットの鳴き声、臭いなど近隣に配慮し、ふんなどを適切に処理しましょう
- 空き家等は周辺環境に影響を及ぼすことがないよう定期的に適正な管理をしましょう
- 自らの財産について、日頃から将来に向けた引継ぎや管理・活用に対する備えをしておきましょう



### 【事業者が取り組むこと】

- 屋外広告物は景観を阻害しないようにしましょう
- 敷地内の緑化に努めましょう
- 不法な野外焼却はやめましょう
- 事業所周辺の美化や所有地の管理に努めましょう

**基本目標4. 【教育・協働】**  
**環境教育、環境保全活動が充実したまちづくり**

**取組方針1：学びの場の創出**



**【市が取り組むこと】**

- 観察会や出前講座など、環境教育の機会を創出します
- 市内の学校と協力した環境教育を行います
- 環境情報の発信に努めます



**【市民みんなで取り組むこと】**

- 子どもたちへ環境情報を伝えるようにしましょう



**【事業者が取り組むこと】**

- 環境保全活動への積極的な参加・協力を行いましょう

## 取組方針2：協働の充実



### 【市が取り組むこと】

- 年次報告書「日高市環境基本計画実施状況等報告書」の発刊を継続します
- 環境審議会を開催し、環境施策への市民意見の反映を促進します
- 市内の環境保全活動を支援します



### 【市民みんなで取り組むこと】

- 広報ひだかや市ホームページなどから環境情報の取得に努めましょう
- 市内の環境保全活動に積極的に参加しましょう



### 【事業者が取り組むこと】

- エコアクション21、ISO14001\*など、環境に関する認証登録を目指しましょう
- 事業活動による環境への負荷に関する情報について、可能な範囲で開示・共有化を図りましょう
- 事業者が実施する環境保全活動を紹介しましょう
- 環境報告書の作成に努め、公表しましょう

# 第8章 計画の推進体制と進捗管理

## 1. 推進体制

---

### (1) 各主体の協働

長期的な目標を視野に含め、三者（市・市民・事業者）の連携が図られた計画の推進が求められています。三者が互いに協力・調整しながら、役割に応じた取組を推進します。

### (2) 広域的な連携

大気汚染や水質汚濁など広域的な取組が求められる課題や地球環境問題などへの対応について、国や県、近隣の地方自治体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組みます。

## 2. 進捗管理

---

本計画の実行性を確保するため、本計画の進捗管理は「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（点検・評価）」、「Act（見直し・改善）」のPDCAサイクルに基づき実施します。

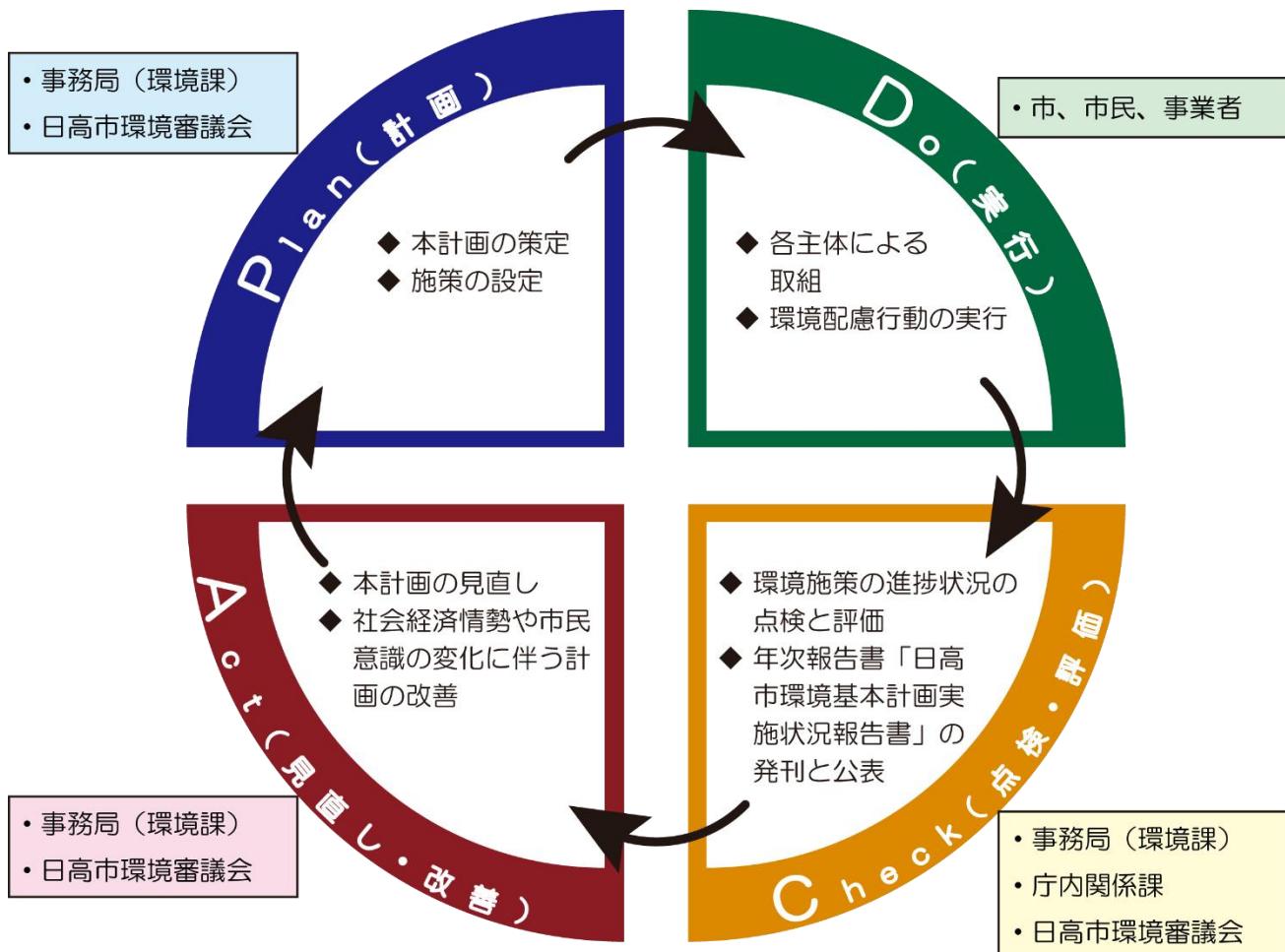
また、進捗状況について公表し、継続的な運用を図ります。

### (1) 日高市環境審議会

本計画の進行状況や環境施策に関する取組の実施状況及び目標の達成状況について、日高市環境審議会に報告し、客観的な立場から意見・提言を受けます。

### (2) 事務局（環境課）

各主体の取組について調整役を行い、計画の推進状況や目標達成状況について「日高市環境基本計画実施状況報告書」としてとりまとめ、ホームページ等を通じて市民・事業者へ公表していきます。



■本計画の進捗と進捗管理の体制（イメージ）